

第13回世羅郡三町合併協議会

会 議 錄

日 時 平成15年9月24日(水)

13時30分

場 所 せらにしタウンセンター

世羅郡三町合併協議会

第13回世羅郡三町合併協議会会議録

召集年月日	平成15年9月24日(水)				
召集の場所	せらにしタウンセンター				
開会日時	平成15年9月24日(水)				
議長	上本仁志				
会議録署名人	小川信晃		徳光義昭		井上忠則
甲山町		世羅町		世羅西町	
委員氏名	出欠	委員氏名	出欠	委員氏名	出欠
山口 寛昭	○	松山 理人	○	上本 仁志	○
水間 茂	○	後藤審三郎	○	松岡 明衛	○
小川 信晃	○	藤井 忠孝	○	井上 忠則	○
豊田 獻	○	徳光 義昭	○	前原 春夫	○
鈴木 道弘	○	新井富士男	○	前迫喜久真	○
岡本 明美	○	坂東 辰男	○	岡田 桂子	○
石岡 省吾	○	梶川 耕治	○	田丸 克之	○
田坂 陽美	○	真野 綾	○	井上 幸枝	○
黒木 武彦	○	寺田 弘美	○	横山 昇司	○
荒瀬 聖子	○	松村 明美	○	奥田 正和	○
井口 紀介	○	幾島 文江	/	溝上 春雄	○
檜谷 瞳宏	○	蔵敷 広之	○	三木 俊三	○
12名	11名		12名		
<u>委員総数36名／出席委員35名</u>					

顧問					
顧問氏名	出欠	顧問氏名	出欠	監査委員	
小島 敏文	/	横山 泉	○		
監査委員					
監査氏名	出欠	監査氏名	出欠	監査氏名	出欠
橋本 武生	/	田中 修三	/	野曾原文男	/

第13回世羅郡三町合併協議会会議録索引

事件番号	会議事件名	ページ
	開会	1
	会長あいさつ	1～2
	会議録署名委員の指名	3
協議事項		
協議第 54 号の2	社会教育関係の取扱いについて（継続協議）	3～7
協議第 58 号	議会議員の定数及び任期の取扱いについて	7～39
協議第 59 号	農林水産業関係事業の取扱いについて	39～52
協議第 60 号	交通対策の取扱いについて	52～55
協議第 61 号	定住促進対策の取扱いについて	55～56
協議第 62 号	第14回世羅郡三町合併協議会の日程について	56～57
提案事項		
協議第 63 号	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて	58～62
	閉会	62～64

午後 1時30分開会

○山口事務局長 定刻の1時30分が参りましたので、ただいまから第13回世羅郡三町合併協議会を開催させていただきます。

本日は、皆さんにおかれましては、大変お忙しい中、第13回協議会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

会長あいさつの前に、本日の会議の出席状況についてご報告いたします。

本日の委員の出席者数は、委員総数36名のうち35名となっております。したがつて、本日の会議は、協議会規約第11条第1項の規定により、会議が成立していることをご報告をいたします。

それでは、協議会会長の上本世羅西町長がごあいさつを申し上げます。

○上本会長 第13回合併協議会の開催に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

残暑というふうに非常に厳しいことを言っていましたが、急な秋の冷え込みであります。委員それぞれご出席いただきましてありがとうございます。また、本日も尾三地域事務所長、横山様にはご臨席いただいております。ご助言方、よろしくお願ひいたします。

さて、協議会委員の皆様にも本日の会議運営に格段のお力添えをお願いするものでございますが、さきの協議会でも会議の内容を充実していただいておりまして、予定の時間を大きく超えて議論いただいております。そういう状況を踏まえて、第14回以降の会議につきましては、朝からの開会とさせていただくこともやむなしというように今思っておるところでございます。ご理解をお願いするものでございます。

さて、合併協議項目も順調に確認作業を進めていただいておりますが、新町の建設計画も含めて重要な項目も残っております。事務方も懸命にやっていただいているのですが、私個人として気になることがございますので、申し添えます。

さきに、9月10日であったと思いますが、合併協議会の連絡会議、これは全国規模でございますが、東京がありました。命あって私が出席させていただきました。そのとき総務省の合併推進課長のお話の中で気になることが2点ございましたので、要点を簡単に報告し、ご理解いただきたく思います。

ご承知いただいておると思いますが、第27次地方制度調査会が今後の地方自治制度のあり方について中間報告の概要を15年4月30日付で示してございます。その中に「地方分権時代の基礎的自治体優先の原則」という提言がございまして、住民がみずから身近な事務処理をしたり、コミュニティー組織等とともに相互に連携して新しい公共空間を形

成していくべきとするものでございます。これには法人格を有するものとそうでないものの組織が考えられますが、法人格は無理としても、そうでない行政的区域のタイプの制度は創設してもよいのではないかという考え方方がございます。合併後のこうしたテーマが今この協議会で十分に協議されているのかどうかということがあるわけでございます。

もう一点は、さきの協議会でもご指摘いただきましたが、平成15年6月27日付の閣議決定された中で、「経済財政運営構造改革に関する基本方針2003」の中で具体的な取り組みとして国、地方の改革の中で三位一体の改革を推進するというございました、先般も協議の中に上がったものでございます。

これについての課長の見解は、その淡々たる話しうりもそうでしたが、それ以上の厳しさというようなものを私は感じてまいりました。それは、税源は移譲するという建前論はあるわけですが、地方はみずからの資質、みずからの権限、責任で財政を貢献する割合を増やして、真に住民の必要なサービスをみずからの責任で自主的、効率的に選択する幅を拡大するようにというものでございました。要は一般財源の割合を引き上げます、地方交付税の依存度は引き下げますということですから、現実的に地方財政が現に17兆円を上回る財源不足を引き出している現状とダブらせれば、三位一体の改革の中身は言葉以上のすごさを想定しなくてはならないというように思います。17年3月に合併すれば、その後10年間は交付税は現状で基本的に維持しようと、しかしその後の5年間の中で5分の1程度にまで減額するということが裏づけにあるわけですから、これから描く新町の役割というのでは、とても今まで培ってきた昭和50年代の価値観というものを思い描くのは、少しは無理があるのでないかということを思ってございます。

こうした状況下を踏まえて三町の協議は進めさせていただいているが、事務方においては現実の課題もある中で調整に苦慮を伴った作業をしてございます。時代の勢い、動きという、そういうそのものの本質を見過ごしてはいないか、いま一度一步下がって足元を見きわめることも必要だろうということを反省しておるものでございます。

本日もよろしくお願ひいたします。

○山口事務局長 ありがとうございました。

それでは、規約第11条第2項により会長が会議の議長となるとなつておりますので、以後の進行につきましては会長と交代をいたします。

○上本会長 それでは、規約の定めによりまして、これより会長が議長となって議事を進めさせていただきます。

次第3（1）の会議録署名委員の指名について、世羅郡三町合併協議会会議運営規定第8条の会議録署名委員の指名を行いたいと思います。

会議録署名委員の指名は、まことに僭越でございますが、順番で各町から1名その都度指名させていただいております。本日第13回協議会の会議録署名委員には、次の方をお願いしたいと思います。甲山町小川委員、世羅町徳光委員、世羅西町井上忠則委員の3名の方を指名させていただきます。よろしくお願ひいたします。

続いて、次第3（2）の協議事項に移ります。

協議第54号社会教育関係の取扱いについては継続協議となっておりますが、前回の協議会における各委員の意見を踏まえ、今回、議案第54号の2として一部修正を加えて提案をしております。

まず、その内容について事務局より説明いたします。

山口事務局長。

○山口事務局長 資料1ページをごらんください。

前回の協議会で委員の皆さんから活発なご意見が出されました。この中で公民館の方について意見が特にございました。今回は出された意見をもとに、先ほど会長の方からもありましたが、協議第54号の2として幹事会並びに会長、副会長協議により一部修正をし、会長提案をさせていただいております。

2の公民館についての（2）でございますが、協議第54号では公民館運営審議会については合併時に廃止するという提案でございましたが、各委員より、合併後の新町の広域化に伴い公民館というものの地域に根差した活動がさらに重要となることから、社会教育法第29条に定めのあるとおり公民館審議会を置くべきであるとのご意見をいただき、今回、公民館運営審議会については新町において新たに設置すると修正提案をさせていただきました。

ただし、この公民館審議会については各公民館に置くというものではなく、現在設置している世羅町と同様に新町に1つ設置しようというものであります。各公民館の運営については、公民館運営委員会なり協議会がそれぞれ組織されており、この組織で対応することとしております。

次に、前回質問のあった事項についてご説明をいたします。

まず、公民館の運営方式についてですが、公民館の運営については中央公民館方式ではなく、並列公民館方式により各地域の実情に応じた公民館活動が展開されることが望まし

いというのがこの3町の考え方でございます。

次に、公民館について社会教育以外の行政活動も行う施設にしてはどうかという、こういうご意見もございましたが、これにつきましては今3町にある公民館の運営を新町でどうするかという制度的な調整を超えた内容で、合併後直ちにこうしますとは即答しかねる内容でございますので、貴重な課題提起として受けとめさせていただき、今後、新町において検討していただきたいというのが3町の考え方でございます。

ただ、公民館については、地域活動等の取扱いでもご確認をいただいておりますように、住民自治組織の育成支援という観点からも重要な役割を果たすべき施設として今後とも充実に努めるべきであるというのが幹事会の認識であり、この大きな方向性についてはこの提案内容にも示させていただいているのではないかと考えているところでございます。

以上でこの継続協議となっております協議第54号の2の提案説明とさせていただきます。

○上本会長 ただいま事務局長より説明いたしましたとおりですが、今回、一部修正を加えての提案でございます。これを含めて委員の皆さんからご意見ございましたら発言ください。

寺田委員。

○寺田委員 世羅町の寺田です。体育指導員、スポーツ審議会の委員、また文化財保護委員会の委員ということにつきましてお尋ねをいたしますが、ここに書いてあることを言いますと、「新町において新たに設置する」というようになっておりますが、人数等をどのように考えておられるんか、お聞きをいたします。

○上本会長 教育文化部会の久保社会教育課長。

○久保社会教育課長 教育文化部会社会教育幹事の久保と申します。先ほどの体育指導員、文化財保護委員さんの人数についてのご質問でございますが、現在、体育指導員、文化財保護委員を新たな新町においても設置するという方針で提案をいたしておりますとおり、まだ人数についてはこれから具体的に調整をしていくという段階でございますので、定めの人数は方向づけもまだ現在できません。

○上本会長 新町でということですね。新町においてということでしょう。

○久保社会教育課長 はい。

○上本会長 以上でございます。よろしゅうございますか。

ほかに質問、ご意見。

黒木委員。

○黒木委員 甲山町の黒木でございます。先ほどの事務局長のご説明で、公民館の運営審議会は新町において1つ置くということでございましたが、若干このことについては気にかかるんですけども、私どもがお話ししたことがこのような形で出てきましたので、ひとつよろしくお願ひをいたしたいと思います。

ただ、公民館の運営体制の問題ですが、甲山町、世羅町、世羅西町と3つの形態がございまして中が大分異なっておるわけです。しかし、3町ともそれぞれ特色を生かして現在公民館の運営がなされておるわけで、この体制については組織機構のところできちっと提示されるということでございますので、中身のあるよい提案が出ることを期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○上本会長 金尾副幹事長。

○金尾副幹事長 お答えしたいと思います。

公民館でございますけど、国段階等におきましても、いろいろと先ほど会長の方からございましたように、いろいろな審議等がなされております。そうした中で、「公民館の設置及び運営に関する基準の見直し検討会」というようなものが平成14年11月に設置されているようあります。そうした中で見直し案が既に提示をされるとという状況であります。

その見直し案の中では、新たに公民館の活動として追加されたことが何点かございます。地域の学習拠点としての機能、地域の家庭教育支援拠点としての機能、奉仕活動、体験活動の推進といった、そういう項目等が新たに追加されているようでございます。また、第7条では、ご指摘がありましたような地域の実情に応じて地域の住民の声を十分に踏まえた公民館運営がなされるようにというふうに見直しがされておるところであります。

こうした状況を踏まえまして、地域の活動拠点である公民館の運営体制等につきましては、原則として各館に職員を配置する方向で考えてまいりたいというふうに思っているところであります。また、先ほど事務局から申し上げましたように、行政的な機能につきましては、新町において新たに検討をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

○上本会長 ほかにご意見ございますか。

井口委員。

○井口委員 甲山町の井口ですが、文化センターとか、それから改善センターとか、そういう大きな建物があるわけでございますが、その建物の使用料について非常に高いという声がある。例えば地元住民の福利厚生で使つとる体育施設に関しても高過ぎるんじやなかろうかと。そのあたり、3町ともそういうふうな地域住民のためにできたものですから、貸し館事業として営利を目的とする場合は高うて結構でございますが、住民が使う場合はもっと安い方がいいという声があるわけで。例えば具体的に今電気料として5万円とかというふうな話を聞きりますけど、それをひとつ見直していただきたいと思います。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 井口委員の文化センターとかの使用料の件でございますが、これは使用料及び手数料の取扱いのときにもご協議をいただきまして、一定のご確認をいただいた項目であろうかというふうに思っております。その中でもご説明を申し上げておりますけども、まず使用料につきましてはそれぞれの施設の環境、そういったものも非常に左右をしてるというところもございますので、一様に使用料を同種同規模のものについて一定程度で整理をするというのもなかなか難しいところもあるわけですが、内容的には、類似しているものについては調整をしていくということでもご説明をさせていただいたところでございます。

今回、前回に説明をしておりますが、基本的には、使用料につきましては、町民の方が利用されるものについては一定の考慮を持ちながらしていきたいということでご説明を申し上げておるところですが、例えば営利とかを目的にされる団体等が利用される場合は、一定の使用料を納めていただくということで各町とも条例で定めてあるようでございます。したがいまして、住民のための福利厚生とかそういったことでご使用になる場合は、一定の配慮をしながらその使用料についてもお願いをしていくことになろうかと思います。

以上でございます。

○上本会長 他にご意見ございますでしょうか。

佐藤委員。

○佐藤委員 甲山町の佐藤です。図書館のことについてお伺いしたいんですけども、「住民の利便性を考慮し、新町において調整する」とありますが、甲山町の場合は午

前中から図書館を利用させていただいてかなり便利がよく、お昼の休憩時間でも利用させていただいているんですが、合併したことによってほかの世羅町や世羅西のように午前中使えなくなるとか、また図書館がまた合併するとかというようなことは考えられているんでしょうか。教えてください。

○上本会長 教育文化部会の久保社会教育課長。

○久保社会教育課長 今の図書館の合併というようなことの質問でございますが、現在それぞれ甲山、世羅、世羅西とございまして、甲山町は午前10時から、世羅町は午後からというようになっておりますが、そういったそれぞれの館の独自性はそれぞれ生かしていく必要があろうと思いますし、利用形態、同じ図書カードであれば図書カードを現在の3町のものは統一したり共通して利用できるような形は考えていくように考えてますが、今、図書館をそれぞれ1つ大きい中央館をして、あとが分館といったようなところまではちょっと現在考えておりませんので、これはこれから具体的な調整の中で決めていきたいと思いますが、住民の利便性を考えれば現在の形態をそのまま移行するのが適切だらうというふうに考えております。

○上本会長 ほかにございませんか。

新町においてというのが基本的に答弁に多うございますが、このままで確認作業へ入ってもよろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○上本会長 それでは、今回一部修正として提案させていただきました協議第54号の2社会教育関係の取扱いについては、ご確認いただいたということにさせていただきたいが、よろしくございますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○上本会長 ありがとうございます。それでは、確認をさせていただきました。

続いて、協議第58号議会議員の定数及び任期の取扱いについては第12回協議会で提案しておりますので、直ちに協議に入ります。

委員の皆さんで何かご意見、このことについてご発言いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

ありませんか。

寺田委員。

○寺田委員 世羅町の寺田です。私はこの前、甲山町で行われました協議会のときからつ

くづく自分なりに考えておったことがございます。それといいますのは、今日多くの傍聴者の方に来ていただいておりますが、合併のための町の名前、町名、また事務所の位置、これにまさるような大きな関心をいただいとる項がここではないかというように思っておりますし、私自身もこのことが合併に求められておる最大限の大きな問題ではなかろうかというように受けとめておるところであります。

したがって、そう考えてまいりますと、この前、前々回で甲山町で行われました特別職の報酬等の引き上げについての協議が行われました。いろいろ議論のあるところとは私も思いますが、金額の大小ということもあるかもわかりませんが、私に言わせますと、金額の大小でなしに行政の執行部の姿勢にかかる問題だというように私は思います。わずかでも多いければ多い方へ合わせると、わずかな金額じやけいいじやないかということについては、私はいささか問題を持っておるところでございます。

そういうことで、今日、議会議員の定数並びに任期についてのことについて、そういった過去の、過去といいますか、甲山町以下ここ二、三回の協議会を通して感じたこと等も含めましていろいろ質問をさせていただきたいというように思いますし、前回にも一定の質問をしてきたところでございますが、一定の回答もいただいております。その後、考え方方が変わっておらないだろうかというようなことも思いながら、期待もしながら質問をしてみたいというように思いますので、よろしくお願いをいたします。

そのことは、9月末から来月にかけて、住民説明会というのが計画をされるとようございます。そういった意味からも、住民の理解を得るためにには、このことが一番住民の関心もあるうし、このことをのぞいて住民の理解を得るということはなかなか難しいんじやないかというようにも思う次第であります。どうか3点について質問したいと思いますが、合併の目的、まだれのための合併なのかと、また県内の体制はどういう方向へ進んでおるんだろうかというようなことも踏まえる中で、新しいまちづくりの基本にかかるんだという立場でお答えをいただきたいというように思います。3町の町長さん方にご意見をいただきたいんですが、代表して協議会長の世羅西町長の上本さんの方から回答をいただきたいと思いますので、よろしくお願いをします。

まず1点目ですが、全く素朴な質問ですが、以前の協議会でもこんな質問も出たかなあと思いながら、重複するかもわかりませんが、もう一回私なりに質問をさせていただきたいと思います。なぜ1年間の在任期間なのかということと、なぜ20人の議員定数なのかということのお尋ねを1点目でしたいと思います。

2点目では、この前も私、いろいろ意見的に申し上げてきたところがありますが、例えば小委員会などと言いますが、この今日の会議を持つに当たりましては、利害関係者がおる中でなかなか話しづらいというのが皆さんのお見だらうと思います。そういうことを踏まえて前回私も発言をさせてもらったとこです。

といいますのは、県内のある市の合併協議会、市議会、そういう場では、一緒に我々がかかわって協議することについていはしさか市民の理解を得られないだらうと、お手盛りじゃと言われても仕方がないということを基本に考えられて、小委員会なる場へ協議をゆだねられるとという実態もあるわけです。ですから、この前、世羅町で行われたときに協議会の席で私も申し上げたのはそういうところにあるものですから、私は申し上げてきたとこあります。そういう経過もあって質問をしましたが、事務局長さんは、正々堂々とみんなおる場で十分に協議を尽くしてほしいという答弁をいただきました。趣旨はよくわかりました。私の受けとめがちょっと曲がつるんかもわからんのですが、私からいいますと、はあはあ、ほいじゃあみんな遠慮なしに話せるような環境をつくらんことによつて我々の発言ができにくく環境をつくられるとるんだらうか。これは言い過ぎかもわからせん。こらえてください。私はそういうふうに受けとめました。そのことが正しいのかどうか、お答えをいただきたいというように思います。それと、先ほど言いました三原市の例、この問題を協議するに当たつて三原市ではどうされたのかということがわかれればお願いをいたします。

それからもう一点、最後になりますが、特例法の解釈といいますか、特例法とは何ぞやということについてお聞きもいたしますし、私なりの考え方を述べたいというように思います。

私は、特例法というのは当然の権利としてあるものでないんじやないかというように考えております。といいますのは、これは伝家の宝刀でないといけないんじやないかというように思いますし、そう考えてまいりますと、この3町の合併が合併阻害要件が出てきて合併が難しゅうなつたと、どっちに転ぶんだらうかというようなときに宝刀が抜かれるべきではなかろうかというように私は考えります。そこらの解釈といいますか、見解についてお尋ねをしたいというように思います。

以上、3点について質問をいたしましたが、そのことはすべて先ほど言いましたように、三原市の例のように、みんなが自由に話せるような場をつくつていただくことを通していただきたいということを基本に持ちながら質問をさせていただいておりますので、よ

ろしくお願いをいたします。

○上本会長 お答えをするようにというご指名をいただきましたので、お答えをしていきますが、在任期間という議員の扱いについては特例というのがございます。それは当然の権利というより、そういう選択ができるものだというように思います。そのことを使う意味合いを私が云々することは今避けたいと思いますが、今回提案申し上げました趣旨というものは、いろんな角度からこのことについての提案方法はどうあるべきだろうかということを3町の町長がしたわけですが、一応そうは言っても議会の全体の雰囲気を聞くということは相なりませんので、郡議長会の水間さんと最終的に私と2人で話をした中のその内容をもって3町長の協議の中で提案事項としてまとめさせていただきました。いろんな考え方はあると思いますが、そういうことでございます。

そういうものでございまして、これがなぜ1年間ということに決めたかという議論について明確なお答えはなかなかしにくい状況もございます。在任特例を使えば、いわゆる今世羅郡3町の人口割合で認められると法定数の定数22、22もこれは今の中では24に近い、認める位置はあるわけですが、その中で法定数そのものは難しいんだろうということの判断で、1年間の在任特例がつく場合は2名減の20ということで提案して、ひとつ議論としてお願いしてございます。

それと、発言する環境、あくまでもこの協議会では対等な立場でしっかり議論していただきたいというのが建前でございますし、もちろん発言をしにくいということもあるのかなと思いますが、それはそれとして、皆さん方がそういう方向へということになれば、それはそういう協議が調うならそれもよいと思いますが、全体で一応は提案したものを議論いただきたいということを申し上げております。

以上の答弁では少し問題が残るかと思うんですが、補足はありますか。山口局長、ちょっと補足があるようでございましたら……。

○山口事務局長 いやいや……。

○上本会長 ない。

○山口事務局長 いや、今まで。

○上本会長 はい。それじゃあ、今までまた再質問でいただければお答えさせていただきます。

寺田委員。

○寺田委員 私は前々回の甲山町での会場での協議会のときからもつくづく思ったんです

が、このことを強くなぜ言うかといいますと、各町、世羅郡3町ともそれぞれに特別職等報酬審議会というのがあるじゃありませんか。これはどういった性格で置かれるとんですか。私はこのことが問われるとるんだろうと思うんです。といいますのは、みずからの待遇をみずからが決めてみずからが提案をするということはどうだろうかというとこへ思いを寄せるときに、フリーに話ができるような場を設定していただけることになるんじゃないかということと裏腹になるんじゃないかというように思ってそのことを言うたわけです。郡の議長さんと相談して決めて、みずからのことをみずからが決めたと。ちょっと言い過ぎかもわかりませんが、そういう結果だろうと思います、私は。

○上本会長 いわゆる報酬審議会とのこの議会議員の定数、任期は、非常に次元の違う話だと思います。のことにつきましては、いわゆるいろんな意見交換の中をもって3町の協議で一応提案申し上げておるということで、もちろん協議の場で初めて確認していただいて決めることでございますんで、その協議の内容の中で不適切であるということなら、それはそれとしての中の次の問題へ移っていくことだというように思いますけども、いかがでしょうか。後ほどまた。

黒木委員。

○黒木委員 まず、議員定数でございますが、住民の皆さんのお声をお聞きしますと2つに分かれるわけです。法定の定数内、これで言えば22人ですが、その22人の中で少しでも少なくというのが1つ、それから新しく町になるんだからこの法定数は最初はそれのぎりぎりを認めてもいいんじゃないかと、この2つでございます。それから、定数特例については意見は全くございません。定数特例というのは、2倍の範囲内でとかというふうなことです。これは全くございません。しかし、質問を詳しくしておりますと、若干ニュアンスが変わりますが、先ほど申しました2つのことです。しかし、在任特例についてお伺いしますと、これはもう10人が10人ぐらい即選挙によって選ぶべきだと、こういう声が返ってきます。合併特例法では、市町村の自主的な合併を促進するための激変緩和的な措置として合併後の議員の定数や在任について特例措置を定めておるわけですが、これは考えてみれば表向きの理由でございまして、特例は議員の身分保障をするということで、各町単位で合併議決をしなきゃいけませんので、それをスムーズにするための措置であるというふうに思うわけです。

合併の本旨に返って考えてみると、財政的な見地から見ても町を本当によくするための合併だというふうに理解をしたならば、答えはおのずと出てくると思うわけです。議員

定数については、他地域の例を見てもわかりますように、人口規模と合併市町村の数と人口区分による法定定数の割合などが関係して、一概にどうだというふうに言いにくい面がありまして、よその例を見てもいろいろでございます。ここへ出していただいております資料は全部在任特例があるんだというふうな資料でございますけども、県内を見ても、今合併協議が議論されると中で既に在任特例は一切使わないというところが県内でも2つはつきりしております。在任特例については、いわゆる建前と本音の部分が議員の任期の絡みなどもございましてなかなか難しいことのようございますが、先ほど寺田委員さんがおっしゃいましたように、議員さんがおられますんで非常に言いにくいくこともあるんでしょうけども、是非この場で委員の皆さんと、町名につきましてそれぞれ皆さんご意見をおっしゃいましたように、住民の代表の者も議員さんの方も本音と建前をざくばらんに意見交換をしていくのが何よりも必要なんじゃないかと思うんです。

それで、ちょっと長くなつて申しわけございませんが、私なりの意見を申し上げさせていただきますと、世羅郡3町は、人口が平成12年の国勢調査、これが基礎資料になりますので、1万9,690人です。もう310人多ければ、すなわち2万人以上ならば、法定定数は26人になるわけです。1万人から2万人は22人で、この間でも1万人の差があるんですね。ちなみに、住民基本台帳の人数を見ますと人口は2万人を超えております。そんなことですから、世羅郡の法定定数の22というのはいよいよぎりぎりのところで、まあまあの数字じゃないんじゃないかと思うわけです。

例えば山県郡の東部でございます。これは芸北町、大朝町、千代田町、豊平町の4町でございますが、これは合わせて2万1,929人で、これも新聞記事によると法定定数は26人ですが、条例定数は26人にしております。次の選挙から20人、22人の間違いかなあとも思いますが、そういうふうに書いてありました。ですから、最初は条例定数は法定定数の上限の26をとって、次は1ランクを下げるというふうな大体協議にまとまっておるというふうに理解をするわけです。神石郡の今度新しくできます神石高原町、これは油木、神石、豊松村、三和の4町村ですが、1万2,508人。これは1万人以上ですから法定定数は22です。ですが、ここは条例定数を18人にしておるわけです。隣の山口県の大島郡、これはちょっと人口はわからないんですが、法定定数は26、条例定数は26というふうに言うとりますから2万人以上なんだろうと思います。山県郡の西部、これは9,181人で法定定数が18、条例定数は18ということです。これを見てみると、山県郡西部は在任特例6カ月と10日をつけております。それ以外は全部、在任特例を適

用しないということです。

世羅郡3町と人口規模が似ております山県郡東部の4町、先ほど申しました4町ですが、これが世羅郡にとっては一番似ておるんじゃないかと。とすれば、合併後、最初の選挙は人口規模がほとんど2万人近い中での法定数22人ですから、最初は22人と。それで、山県郡の東部の例でいきますと、次の選挙から今回ここで提案されております20にするか、あるいは1ランク下げて18にするか、あるいは段階的に2つずつ減していくとか、こういうふうなことが妥当なところじゃないかというふうな気がするわけです。法定数22ということになれば、議会における常任委員会の構成も例えば3つぐらいの七、八人に分けた常任委員会が構成されますんで、閉会中であっても毎月1回その時々の問題について議論を重ねていただければいいんじゃないかというふうに思うわけです。そういうことで、合併後は新たに選挙された議員さんが合併時に積み残された課題解決に向けて執行部と一緒にになってお互いにチェックし合いながら努力していただけるんじゃないかと、こういうふうに思うわけです。

経費の面から見てみると、ご提案の在任特例1年をやれば、私が申し上げました22、今合わせて40ですから22引きますと18人多いですから、18人の1年分、1人350万円ということでしたから6、300万円要るわけです。仮に法定数いっぱいになると提案より2人余分にかかりますから、350万円の2人分で700万円。それでも在任特例を1年間やったら9分の1で済むわけですね、1年間。1期4年やっても9分の4です。ということは2、800万円で済むわけです。いかにその在任特例の経費が高くなつかかということがここでもわかると思うんです。

世羅西町の議員さんの場合が来年2月に選挙を行われますので、7ヵ月後に合併することになりますんで、世羅西町さんの場合が非常に直接的に何か思いがおありになるかもわかりませんが、このことは考えてみりや、合併特例法、これが進めるということはもう既に3年前にもわかっておったことですし、他の地区ででも任期が間もなく切れるのにも在任特例を適用せずというのが任期のとこでもありますし、ひとつその辺はご理解いただけるんじゃないかなろうかということで、少々長うなりましたが、私の意見を申させていただきました。

○上本会長 ありがとうございます。具体的にご意見もいただきました。

こういう意見がどんどん、どんどん出てくる会になればというように思うんですが、基本的に最初だけ申し上げますが、こうした早く言やあ議員さんがいらっしゃる場でも十分

積極的な議論をいただけるものというように解釈しておってもよろしいでしょうかね。それを含めてのございますか。

溝上委員。

○溝上委員 世羅西の溝上です。最初に寺田委員さんのおっしゃったいわゆる議会の進め方、ここをまず確認していただきたいと思うんです。というのは、今回提案されておりまつ定数及び任期というのは、これまで提案されたこととは全く意味が違う、意味というより性格が違うように思われるわけです。これまで要するに提案されたものがほぼ原案どおりといいますか、いける。これは新町において調整するというふうなことが非常に多かったわけでございます。今回は決定事項でありまして、なおかつ数字が入っております。ということになりますと、寺田委員さんもおっしゃったように非常に関心事も高いことでありますんで、この会議の進め方について実際今本論に入ってるようですが、まずこのことを確認していただきたいと思います。

○上本会長 今までお三方が発言いただいてございますが、お二方の方からこの協議の進め方についての提案といいますか、協議をまず進めることが必要だということがあるようございます。そういうことについての発言があればこの際お願いしたいんですが、いかがでしょうか。そうでなくてもいいという発言でもよろしゅうございますが。

檜谷委員さん。

○檜谷委員 甲山の檜谷です。私はここの合併協議会の全員で話すべきだと思います。なぜならというのは、やはり議員さんを除いていわゆる一般の方だけで話すというのは非常に議員さんに対して失礼だと。同じテーブルで、同じ土俵で新町の議員の定数及び特例についてもやはり自分の意見をはっきりここで言って、やっぱりいろいろな意見があろうと思いますが、そこはそれがための合併協議会ですから、是非それをやっていただきたいと思います。議員さんというのは我々住民が選ぶんですから。そういった意味もありますので、是非全員で協議をしていただきたい。

ついでに私の意見も言ってもよろしいでしょうか。私ははっきり、1と2ですが、1は賛成です。定員は20名、在任特例を一切使わない、特例なしということです。なぜ特例を使わないかというと、端的に一番短い任期の世羅西町の議員さんことを言いますと来年2月の選挙です。しかし、そこで立候補されるのは世羅西町の議員としての立候補です。新町への立候補じゃないはずなんですよ。それが事実的な確認が必ずあるということ。今、40名の方が議員さんで活躍されていますが、これはおののの町の町会議員と

しての立候補者です。それで信任をされているわけです。せっかくイーブンな合併をするわけですから、しかも新しい町になってスタートするときに、やはり新たな信任を私は議員として絶対に受けるべきだと思うんです。特例を使うということは、例えば新町になって新しい議員さんになりたいと思う方のやはり立候補権がないわけですから、その辺も考えていただいて是非特例を使わない方向でいってほしいと思います。

以上です。

○上本会長 しっかりしたご意見も賜つておるようですが、どっちにしても、先ほど来申し上げるように、この全員の協議会の場でこの58号につきましては協議確認するのか、お二方から提案があったように、少しあは遠慮な面があるということの配慮はいかがというようなこともございましたが、そこら辺の議論を、まず結論を先にできればというよう思つてますんで、以後につきましてはその辺の観点のみの発言を、少しご意見を賜ればというように思ひますんで、よろしくお願ひいたします。

黒木委員。

○黒木委員 先般の協議会で、石岡委員さんと寺田委員さんから先ほどのような小委員会的なようなものを設けたらどうかというようなお話がございました。先ほど寺田さんがおっしゃった気持ちはよくわかるんです。というのは、先般、甲山町議会で議会報告会というんで公民館単位に歩かれたんです。私はその地域の場所へ出たわけですが、議員さんが14人おられて、ちょうど出席しとるんがやっぱり十四、五人しかいませんでして対面になつたわけですね。私は申し上げましたけども、もう一人言われただけで、ほかの人は一切よう言わないので、言えないのか、そういう雰囲気になるわけです。

寺田さんがおっしゃったお気持ちもわかるんですが、どうか例の町名の問題、役場の位置の問題等で皆さん意見を言いましたんで、ざくばらんにどんどん言うことを言うて、いや、それでもどうも余り意見が出ないようなことだったら、先ほど寺田さんがおっしゃったことも考えていただければと。ただ、傍聴者がおられますんで、傍聴者のいないところで話をしたんじゃいけないと思いますんで、いずれにしても傍聴者がおられるところでそういう話ができるような場をつくっていただくことがもしできれば。ですが、その最初の段階はみんなで十分話ができるんじやないんかと思うんですが、寺田さん、どうでしようかね。

○上本会長 寺田委員。

○寺田委員 皆さんそうおっしゃるならそれでいいんですが、私の意見を言いますと、町

民の皆さんと時々出て話を聞くのには、少数精銳がいいという声が私には多くありました。それから、在任特例につきましてはなしというのがやっぱり大多数です。これは私は県の合併推進室の方へも尋ねました。県内の大勢は在任特例なしの方に、大勢にあると。ですが、そのとおりせんでもいいですよということでした。当然そうだろうと思います。流れとしては在任特例はなしというのが県内の流れでもありますし、私もそのように在任特例はない方がいいというように私個人的にも思っております。

要らんことを言いましたが、以上です。

○上本会長 溝上委員。

○溝上委員 黒木委員さんのおっしゃったように、満遍なくそれぞれの思いが語られるような雰囲気であれば、このまま進めていただいて結構だと思います。

○上本会長 それはもうこの協議会の委員に任命された人たちの使命と責任というように思ってございますんで、何事のこだわりなく発言をしていただいて結構でございます。発言に少し問題がある場合は、その都度もし私が気づきましたら指摘させていただきますんで、どうぞご自由に発言ください。

井口委員。

○井口委員 先ほどおっしゃるとおりその気持ちでは参列しとるわけですが、委員の中からそういうふうな意見が出るとるわけですから、黒木さん、石岡さん、それから寺田委員さんのをもう少し時間をかけて、それから皆さんができる場所をひとつお作りいただきたいと思います。

○上本会長 言える場所というのは、この協議会でなしに別の場を設定せよという意味でしょうか。

○井口委員 方法はまたいろいろあると思いますけど……。

○上本会長 えつ。

○井口委員 方法についてはいろいろあろうかと思います。例えば本日提案の議題を先にやってしまって、それ以後、今度3号議員だけで話をするとかというような方法もありましょうし、小委員会でしたら先ほど言われた傍聴者の方のこともございます。そこらあたりも踏まえて、まだまとまっておりませんが、そういう意見が出る以上は。

○上本会長 それも考えられないことはないんですが、小委員会という形をとると非常に複雑な手続になりますし、もちろん先ほどの意見の中にもあったような会議の公開が原則としての中ではまた小委員会の中の微妙な手続もあるかというようなこともありますが、

今、事務局長の方ではできるだけ積極的な発言の中で、本協議会の中でというのが我々の方としてはあるわけですが、それをこだわるもんではございませんので、いろんな面で発言ください。

佐藤委員。

○佐藤委員 甲山町の佐藤です。私の周りでも、この議員の定数と任期については、年齢の高い方も若い方もかなり関心があったんですね。それも最初のころから議員はどうされるんだ、任期はどうされるんだというのがありました。ですからこの件については、白紙の段階から、この合併協議会の場所で皆さんのお意見を聞いて、それから、じゃあ人数は何人にしましょう、任期はどうしましょうというふうに決められてくるもんだと思ってたんですが、いきなりここに人数と合併の特例を使っての任期が出てたので、かなりショックだったんですね。やはりこれに関しては、議員さんもありますでしょうが、各町民にしましてもそれなりの思いがありますので、こういった提案よりは皆さんの意見を聞いて、みんなの意見から作っていただけたらよかったですんじやないかなあと思っているんですけども。

○上本会長 山口事務局長、そのことについては答弁してください。

○山口事務局長 佐藤委員のご質問でございますけども、そういうご意見を今いただいとるわけなんですが、合併協議会を進める上では一定の提案を、3町で調整したものの中身で提案を会長、副会長、最終的に協議をされてこの場へ提案をされているというものでございます。したがって、白紙の状態をこの場にお出しをし、皆さんでご自由に色をお塗りくださいということには、協議会の性質上好まないというんですかね、なじまない、そういったことであろうと思います。

したがいまして、今回お出しをして会長提案がされている中身でございますが、これはあくまでも提案でございますので、先ほど来から各委員の方からご意見が出ておりますように、協議会の場で十分協議をされる中でそのことを会長、副会長がしっかりと受けとめられて次の協議会へ臨んでいくというような、こういう形で、この協議項目以外の協議項目もそういった中で協議を進めているということです。

以上です。

○上本会長 鈴木委員。

○鈴木委員 甲山町の鈴木です。私、手を挙げたんですが、非常につらいというか、非常につらい問題なんで本当に難しいんですけども、実は寺田委員さんがおっしゃるように

気持ち的には私はそれがベターだと思います。要はすっきりされて、しょっぱなから新しい議員として出てやられた方が議員さんにとっては本当にすっきりするでしょうし、それから新しい町、町名も「世羅町」となるでしょうから、そういうことで一からスタートよという気持ちにみんながなっていくということについては、非常に私はその方がいいと思います。

ただ、ただと言っちゃいけんのですが、心情もわからんことはないんです、議員さんたちのですね。それで、選挙をやられて出てきておられますので、当然合併の問題もいろいろなるだろうという想像の中で選ばれて出ておいでになっておられますし、世羅西町の議員さんは今からということになりますけれども、特例があるからなという気持ちが若干議員さん持っておられて出てこられておる方も結構おってんじゃないかというふうな私は気持ちも持って察しをいたします。

ここでいろんな話を私たちがするわけですけれども、議会の議員さんが、ほいじゃあここへ代表で出られると方はどういう気持ちでおられるかということも是非吐露してもらいたいと。私たちが一方的にこう言うんでなしに、議員さん方も代表として思っておられることがあるでしょうから、是非述べていただく中で、ああ、やっぱりそういうことなら特例も必要なんかなあというふうなことにもなろうか、わかりませんけれども、そういうこともありますので、是非皆さんがあれぞれの気持ちを各委員さんがここでやっぱり町名のときと同じように述べられた方がいいんじゃないかなあと。どっちみち決めるには、よろしいですか、はい、いいですというわけにはいかんでしょうから、何らか、挙手か何かをせにやいけんと思いますけれども、そのためにはやっぱり意見をそれぞれ言つといた方がいいかなあと思います。私としては、できればすっきりした気持ちで出られた方がいいんじゃないかなと今では思っておりますけど。

以上です。

○上本会長 藤井委員。

○藤井委員 世羅町の藤井です。鈴木さんがおっしゃったわけでもないわけですが、発言しようと思っておりましたが、議員の定数を最高は22名ということですが、特例では40名でもいいわけですが、意味が経費を節減するという、これも大きな一つの理由あります。それから、もう一つ大きな議員の役割、各地域から出ておられる議員さんは、その地域のことを声を聞いて行政に反映するという大きな役割があるわけです。それを半分にいきなりしてどうかということの考え方もあるわけです。正当な理論としてどっちも非常

に意味が深い問題があると思うんですが、それじゃあ合併による今提案されるとの問題についてどうなのかということになりますと、端的に言いまして、同僚議員ともいろいろ話をしておりますけれども、原則的には特例を生かしてやる方法もありますけれども、先ほど何人かの意見が出ておりましたように、合併即改選、定数もできるだけ少ない精銳の住民からの信頼を得て出ていただける立派な人ばっかりをひとつ出していただきたい。

ただし、やっぱり地方の声、住民の隅々の声を吸収して、それを反映できる正当な議会になっていただきたいという考え方があるわけです。事務局の説明では350万円ですか、という1人当たりの経費のことをおっしゃっておられましたが、もちろん旅費とか、あるいは研修というようなものをもう全部合計しますと、350万円じゃ足りやあしませんよ。そこらを全部計算しますと、20名にしたらそれは7,000万円が8,000万円も、それ以上にも経費節減にはなるかもわかりません。そういうことを考えてみて、やはり即選挙、それで定数は可能な限り少ない分でという気持ちが私自身にはあるわけでございますけれども、同僚議員といろいろ話した中では、1期だけは最大限の定数でやつたらどうなのかという意見が出ております。その理由は、やっぱりできるだけ隅々の地方の声を多く選出することによって多少でも賄われるんじゃないかという考え方があるわけです。

以上でございます。

○上本会長 井上委員。

○井上（幸）委員 世羅西の井上です。私は議会のことはよくわかりませんけれども、えてして我が田に水を引くというようなことを聞いたりもします。ですから、せっかく新しい新町ができるですから、議員さんお互いが相手のことを考えられる、言うなれば相手の地域のことをしっかり考えられるしっかりした議員さんにしていただければ、即少人数でも熱のある方にしていただければすばらしい町になるんじゃないかなという気がします。ですから、お互いがお互いのことをしっかり考えられるような議員さんにしていただきたいなと私は思います。

○上本会長 そのためにもどういう方法がいいかということが踏み込んでございますか。

○井上（幸）委員 ですから、新町になりましたら即選挙でやっていただきたいと思います。

○上本会長 寺田委員。

○寺田委員 私もさつきから言っておりますように賛成の立場にあるのですが、例えば

ちょっと私、家の方からいろいろ県内の自治体の方へ尋ねてみたりしたんですが、8月の最後の日曜日に投票がありました東城町も町会議員の選挙が行われました。東城町の人口規模というのは、世羅郡3町と一緒にありません。ただし、間に入ることについては、1万から2万の間は同じです。この町会議員の人数は、今回の選挙から16名を12名にした。12名ですよ。といった現実もあるわけです。ですから、そのことをここへ当てはめて云々という立場にはありませんが、先ほど井上委員さんがおっしゃられたことは私は大賛成です。というのは、やはり村意識に立たず[newly]新しくできる新町の全体的な見地に立って、全町の発展をどうしていこうかということが議論ができる立場にある人に対してほしいという私は考え方を持っておるわけです。そういうことを考えますと、やはり大勢おりますとどうしても村意識に走りやすいというように私は思うんです。そういう意味からいいますと、少数精銳で新しくできた町を新しく発展させるための方策を全体的、大きな見地から議論をすることができるのではなく少数精銳じゃないかというように私も思います。賛成です。

以上です。

○上本会長 他に。

水間委員。

○水間委員 甲山町の水間でございます。前回の協議会から上本会長の方から私の名前も何回か出していただきました。私も議会、議長会のお世話をさせていただくという立場から、私も40名の議員さんのお気持ちをというふうなことでその気持ちを聞くという、そうしたものに努力をしたつもりでございます。4町なり3町なりのこうした問題での研修会、またそれぞれの議会での特別委員会を再々開いていただいて、議長さんなり副議長さんなりのご意見も聞いてきたところでございます。

私は、この問題につきましては、やはり議員の定数、任期というのが議員のためのものではないというふうに私は思っておるんです。これは住民の方の定数なり任期であるというふうに私は思いまして、先ほど黒木委員さんの方からございましたが、甲山町の議会もこの13日から17日の5日間に分けましてずっと公民館で報告会をしてまいりました。特に私は今回この提案を住民の皆さん方も新聞なりそのほかで十分ご承知をいただいておりますので、こうしたことについてのご意見を第一には聞きたいなあというふうに思ったところですが、先ほどからご意見があるように、どうも議員を目の前にしておったら非常に話しにくいというふうなことがあったんだろうと思うんですが、1名ないし2名ぐらい

な、各会場とも話が出ませんでした。ありましたように、十五、六名から多いところは40名ぐらいに集まっていたただきましたが、このことについては本当に一、二からの意見しか出なかつたわけでございますが、私は私なりに住民の方の意見をというふうなことで公民館を回ってみたり、個々に聞いてきたところでございますが、先ほど黒木さんの言われた、10人が10人在任はよくないというふうに言われたんですが、私は私にそうしたお話をだろうと思うんですが、そのように私はとつておらんのです。先ほど寺田さんなり井上さんが言われましたが、やはり原則その失職というのがあるんで、私もそれは原則ならどなたからも理解が得られるだろうというふうには思うところでございますが、やはり今お二人が言われたように新しく町がなって即それじゃあ隅々までわかるか、住民の方が新しく立候補する議員が皆わかるか、地域がわかるかというたときに、私はやはり今回の提案の1年の在任というのは、その間に一つの町になってから住民の交流も、一つの自治体としての交流というのは今までの3町の交流とは違うだろうというふうに思うんです。

そういうふうなことで、1年間の一つの移行の期間というのが私は適当じゃないんかなあというふうに思つてこの原案に賛成の立場から言っておるわけでございますが、議員の皆さん方の意見もまちまちでございます。とてもまとめるところにはいかんのです。それで、やはり住民の皆さん方のご意向の中で決めていくんが私はいいことだろうというふうに思いますし、またこの世羅郡の3町の協議会のメンバーを見ますと、学識経験のすばらしい、それぞれの立場での経験者、経験豊富な方が本当にたくさんを占めておられますので、この方々の比重が非常に大きいというふうに私は5つの会場でも全部そういうふうに話してまいりました。この協議会の中で何の遠慮も要りませんので、十分に議論をいただいて、私たち議員というのはやはり皆さん方のこうした意向また期待というのを背に受けておりますので、十分にご議論はいただきたいというふうに思うところでございます。

議会の議員としてもそれぞれのご意見を持っておりまして、とても統一したことにはならん。これは住民の方も私は皆同じだろうというふうに思つます。私はこうして会長さんからもご相談を受けましたし、私なりにこの議会の方の判断をして、私はこうした内容のご提案がよいんじゃないかなあというふうな、私の気持ちは本当に申し上げたところでございます。

○上本会長 ありがとうございます。

岡田委員。

○岡田委員 世羅西の岡田でございます。私もいろんな人に聞いてみたわけなんですが、

その中で、やはり10月に合併して執行部の三役の誕生を見て、そして3月の当初予算を仕上げて4月の改選がいいんじゃないかというような声も聞きました。しかし、やはり新町になるんですから、新しい体制で臨まれるのが一番いいんじゃないかと思います。というのは即改選ということで。

先ほども議長さんが言われましたように、新しい議員ばかりが出るんではなくて、今まで議員されるとの方も多分何人かは立候補されると思います。そういう人とあわせて新しく議員になろうかと立候補される方も、やはり地域をよくしていこう、新町をよくしていこうという意欲に燃えた人、そしてそういう人はやはり地域の隅々まで見きわめられて立候補されるんだと思いますので、任期については特例を使わない方がいいんじゃないかと思います。定数については20人ぐらいが妥当じゃないかと思っております。

以上です。

○上本会長 いかがでしょうか、ご発言。

梶川委員。

○梶川委員 世羅町の梶川でございます。水間委員の後で言うのが非常につらいんですけども、最初から寺田委員が言われておるように経費の面、そうした面を考えながら、そして新しく発足するのに当たってやはり議員もそういった気持ちでやられるんがいいんじゃないかなというように思っておりますんで、寺田委員のご意見に賛成いたします。

以上でございます。

○上本会長 松村委員。

○松村委員 世羅町の松村です。今、こうして平成の大合併がされているそのことは何のためか、合併に求められているのは何か、そういうことを真剣に考えたとき、やはり井上委員さん、寺田委員さんが言われたように、在任についてはスタートから選挙をした方がいいと思います。3町合わせて新しい町をどういうふうにいい町にしていくか、そういうことを考えてくれる人を選んでいきたいと思います。

○上本会長 井上委員。

○井上（忠）委員 失礼いたします。世羅西の井上です。私は当初から発言させていただいとるんですが、皆さんの意見を聞いてる中で、非常に経費とかいろいろな部分の意見があったと思います。ただ、私は現職の議員ですが、先ほども黒木委員さんが言われましたように、我々世羅西町の議員は来年の2月に選挙を受ける立場です。私がここでいろいろな発言をしておっても、合併時には私すらいないかもわからないという現実が目の

前にあるわけですが。

ただ、今、在任特例、私が皆さんに期待してた部分は、在任特例はなぜ1年なのか、1年では何もできないのじやないか、だったら2年あるうちの精いっぱい、いっぱい使ってやってみないかという意見が出てこないかなというのをある部分では期待してました。ただ、今回のこの議員定数に関して、私もちよつと個人的な思いが強いかと思うんですが、どちらの方に目を向けるかです。議員に目を向けたらもったいないんですよ。今言われる経費、350万円あるいは400万円、500万円かかるかもわかりません。そういった部分で言えば、1年間で数千万円の金が要るわけですから非常にもったいない。先ほどから意見がありますように少数精銳でいいと。少数なら精銳なのかどうなのかというのも今度はいろんな面で投げかけられる問題だと思いますし、そういった部分等々を含めて非常に議員の方に甘い判断をすれば、要するに在任特例を使って40人がそのまま1年間なり2年間なり議員として在任をして、それから設置選挙を受ければいいという思いがあると思うんですが、ただ一つ、今、我々がここの中で、前回にも私は言ったと思うんですが、確認という形で全部すべて進めてます。その確認事項は、今度からの新しい新町において議員によって決定ていきます。その決定時期に本当に少数精銳であるならば、それは10人でいいかもわからんし、5人でもいいかわかりませんけど、そんな極端なことはできないと思いますが、要するに法定定数の22が最大限ですから、それ以内で定数は定められて決定していくと思うんですが、要するに先ほども藤井委員が言いましたように、やはり今現在の3町の議員の配分、配分と言っちゃおかしいんですけど、要するに各町それぞれうまく点在していると思います。そして、個人的に私、勉強してませんから私だけかと思うんですが、例えば甲山の端っこのことを言えって言われても私はわかりません。世羅町の端のことを言えって言われてもわかりません。世羅西のことなら大体わかります。それが各町の議員の現状だと思います。合併になりました、それでは新町に向かって頑張って発言して、立候補して甲山をどうしよう、世羅町をどうしようってなかなかわからないと思いますよ。それはおまえは勉強していないからだと言われればそれまでです。だから、そんな議員は少数精銳の議員の中へ入らなきゃいいですが、私がたとえ立候補しても落選するでしょう。それはそれでいいと思います。

ただ、今新しい町が合併して進む中で、本会議の中で予算編成をされ、新しい町のスタートが決まります。そのスタート時点でいろいろな取り決めをした上で予算編成をし、いろいろな枠組みをつくっていきます。そのときに果たして本当に少数でいいのだろうか、

本当に世羅郡の隅々の声を新しい町の中へ取り入れていいスタートができるだろうかどうだろうかということを考えたとき、私は在任を使っていただいて、大変申しわけないけど、そういう予算が余分にかかるとしても新しい町の将来に向かっての投資だと思っていただいて、在任を使って1年なり2年の範囲内でやはりいい町のスタートを切ってほしいと思います。

そのために、私は在任がなぜ1年なんですかということを提案されたときに言ったと思うんですが、1年では暫定の予算を見て本予算を1回だけです、1年間では。結論、結果も見ることができません。執行部がどの程度頑張ってやったのかという結論を見ずして、新しく新町へ向かっての20なら20でスタートする。そうでなしに、私が話をしてたのは1年半から2年の中で何とか在任特例を使えないだろうかということを提案してました。それは1回の当初予算の結果と2回目のスタートを見ることができるから。それが議会の構成であります。そういう中で、議員の立場で非常に住民の皆さんのおられる前でわがままなことを言うようなんですが、新しい新町のスタートについてはやはりそのぐらいの経費を見られていいんじやなかろうか。でなかったら、合併に向かって定数特例とか在任特例とかというのは国、県も打ち出してないと思います。恐らく混乱するであろうと予測してたと思います。だったら、それを使わない手はないと。私は一応現職の議員ですから、現職の議員の立場からいいたらそう思います。だから、いい提案だなと思いますけど、できたら1年半から1年7ヶ月ぐらいの在任特例を使わせていただきたいなと私は個人的に思ってます。その方が議員としても活動はできると思いますし、新たな世羅郡の枠組みがはっきりわかると私は思います。

以上です。

○上本会長 ここでちょっと休憩をさせていただきたいと思います。意見がいろいろ出てございます。またそれぞれ休憩中にまとめて、また今日までのいろんな町民の方の中でいろいろ思いもございましょうし、しっかりと発言していただくようにします。

15分ほど休憩します。あの時計で3時15分にご集合ください。

午後 3時00分休憩

午後 3時15分再開

○上本会長 それでは、再開させていただきます。

いろいろ休憩中にも意見交換していただいたと思います。発言があればお願ひいたします。

豊田委員。

○豊田委員 甲山の豊田です。いろいろご意見が出て大体出そろったかのように見えるんですが、私、前回も言いましたが、在任特例、なるほどいろいろ理由はあります。今、40人が急激に20人になるということは余りにも激変になると思いますので、前回は30人程度に最初の選挙はすべきであるというように申したのですが、第一、在任特例で40名がこの1万なにがしかの人口で必要かどうかという点が検討されなければいけないと思います。多いほどいろんな意見が出て活発になることは確かなんですが、果たして住民の人が許されるかどうか、近隣の町から比較しても40名が適当かどうかという点から考えると、在任特例の40名は多い過ぎる、このように考えます。

各地域をいろいろ目が行き届くかという点も論議されました、それでは町長さん1人でどこに目がたうんか、助役さんも議長さんもどつかからから出てんわけで、全部を見渡せるわけではないと。それはやはりいろんな資料や、いろいろな角度から物を見てやられるわけで、必ずしもたくさんおったからよく目が届くだけではないと思います。

そして、私ども今年4月に選挙で選んでいただいたんですが、新町になつてもやれというパスポートを住民からもらったということは全くありません。そういうことを住民の皆さんも思っていらっしゃらないし、私どももそういう主張をして当選してきたという経過もありません。ですから、新町になつたら、それは新しいまちづくりをどうするかで皆さんにちゃんと訴えて選ばれるべきが当然だと思います。なるほど議員さんとしましては、それは任期が長い方がいいです。これはもう一遍選ばれたら、それは死ぬるまでやってええんですけど、そうは皆さんが許されないし、法律でもそうなってないです。ですから、それは長い方がいいですけども、住民の目線で見たとき、やはりそれは襟を正して、議員もしんどいんですけど、それはやはり新町になつたら在任を使わずに選挙に移るということ。

そして、定数は先ほど少ない方がよい、少数精銳がよいと言われましたが、法律でちゃんと22人が最大ですよとありますが、やはり一定には多い方が定数としてはよいかと思います。少数精銳でいけば確かに経費等は安くいきます。しかし、いろんな角度でいろんな論議をしたときに、まとめやすいのは少数がまとめやすいですよ、何をやっても、ちょっとこう言やあ、ちょっとこう言やあすぐまとまるでしょうけど、いろんな角度から意見を出すとしたら、やはり法律で認められた定数はいっぱい方がよいと思います。在任の場合、やはりこれが決まれば、多くの皆さんが議員などのお手盛りでこれが決まつ

た、最終的にはこの法定協議会で決まるわけではありません、各町議会で最終的には決まるわけですから、そのとこで決まるとすれば、在任特例を入れるようにということは決められるかもわかりませんが、やはりそこは住民の目にちゃんとしっかりと見てもらいたいと思います。そういうことで私は定数は22人にし、在任特例はやらない。

そして、今までいろいろご意見が出たんですが、私はそれを修正案として出したいと思うんです。これは手続の方法は会議規則等ではありませんから1人が言っても修正案になるのかどうかと思うんですが、原案に対して修正してほしいという案を申し述べます。

○上本会長 ちょっとお待ちください。檜谷さん、先にお願いいたします。

○檜谷委員 甲山町の檜谷です。私は当初から定員は20名、それから合併後の特例は使わないということなんですが、その中にはやはり議員というのは我々住民が選ぶんだという意識になってもらわなければならぬと思います。議員のためのこれは提案、58号ではないと思うんですね。あくまでも新町をどうやつたらいいのか、なぜ合併をするのかというのをやっぱり考えていただいて、この提案は私は絶対に2番については反対であります。

やはり新町になったときに新しく選挙をして、4年しっかりと任期の中で新町の計画あるいはスタートを切っていただいて、とにかく新しい町が立派になっていただけるように力量を十分出していただけるような議員を我々が選ばなければならぬと思うんです。この提案を我々がやってるというのは、やっぱり住民の意思だろうと思うんです。先ほど井上委員がおっしゃっておられましたが、議員さんの意識と我々住民との意識はかなり温度差があるなと思いました。やはりその辺の一般の人の常識というのもわかってほしい。選挙は我々がするんだと自分でもそう思いますし、なぜ合併協議会に出て、昼間の仕事を休んでわざわざ来てそういう意見を述べるかというのは、やはり少しでも合併のときにいい町になってほしいという意思があるからです。そのためにやはり我々は今日自分たちの意見を十二分に、自分の意見を述べてほしいと思うんです。人が言ったとか皆さんこう言ったとかというんじやなしに、自分の意見をこの場で出してこの協議58号について議論してほしいと思います。

以上です。

○上本会長 溝上委員。

○溝上委員 在任特例については反対です。というのは、この1年という意味もわかりませんし、まして新しい町を新しい町会議員さんでつくっていくということがベターだと思

うわけですが、新しい町といいましても、井上委員さんがおっしゃったように、いわゆる調整する項目が非常に多く残されておるわけです。1期目の4年間というのは、新しい町の方向性を作る意味においても非常に大事な時期だと思います。したがって、少数精銳といいましても、いわゆる甲山、世羅、世羅西との3町の合併で、よその町村とは違って、いわゆる世羅高原とか、あるいは世羅郡という一つの農協が一つとか、森林組合とか共済組合とかいろんな関係でそれほどその差はないかと思いますけども、やはりそれぞれの町がそれぞれのまちづくりをしてきたわけですから、世羅西、甲山、世羅町それぞれ違いがあるわけです。当然町民性も違いがあると思います。その中で新しい町をつくっていただくということになりますと、やはり定数特例はできるだけ多い人数でやっていただきたいと思います。

1期目は新しい町をつくる調整期間であり、基礎づくりであるということで、いわゆる本定数の20人とか22人ということでなくして、できれば30名程度ぐらいをもって4年間は構成していただいて、しかる後に18名とか20名とかという形での出発をしていくのが筋だと思います。というのは、やはり新議員さんに新全町的な物の考え方でしてくださいという意見もあるわけですが、少数精銳ということもありますけども、やはり議員さんは地域の代表でもありますし、その調整役というもんもあると思います。ですから、私はやはり定数特例を活用して、1期4年間は30名近いところで十分に議論して新しい町の基礎を作っていただきたいと、このように思います。

○上本会長 新井委員。

○新井委員 世羅町の新井でございます。私は地元の方々とは今時期的に農繁期の間柄ですので、田のあぜなどへたって話をする中では、これまでの新町名並びに新庁舎の決定には皆様方10人のとこ10人ぐらい納得されておられます。ですが、この議員定数については、やはりこれから経費削減などを考えていったら、議員定数は法定協の最高ぐらいなところで抑えて、任期はもう即選挙、町長と一緒に即選挙という、これが大体のところです。そうして見れば、やはり町長選とまた町議と2回選挙をすれば経費も莫大なもんが必要る、また住民の皆さんも辛苦が大変なとこがあろうかというとこがあるらしいです。そこで選挙はもう一遍に、もう町長選と町議は全部まとめてするんが一番よろしいというのが大体の意見です。私もそう考えておりますので、この場をかりまして意見を述べさせていただきました。ありがとうございました。

○上本会長 松岡委員。

○松岡委員 世羅西の松岡でございます。各委員さん方の新しい新町をつくっていきためのいろんなご意見をいただきながら、立派な町をつくろうという皆さんのお気持ちに心から敬意を表する次第でございます。

私のところを言うちゃいけんのですが、世羅西町というと人口も4,000そこそく、世羅町は8,000、甲山町は7,000、そういうような中で最初から全選挙区でいくということは、世羅西は2人になるかもしれない。昔から選挙は親類縁故をたどって頼むで、頼むでと、そうして歩いていく。これで本当に新しい新町、町をつくっていくことができるでしょうか。地域の代表としてそれをみんなで押し上げていって、地域の住民の意見を聞きながらいくのが本当のいい町ができるくると思うんですが、今までの住民の皆さんも、おい、議員はありやあ半副業的なもんだというような考え方の人が多いんじゃないかというような気もします。今度はそうはいきません。行政報告会もひとつ津田地区へ来てください、あるいは黒川地区へ来てください。非常にもう世羅西は地形が悪いんです。人口も少ないですが、非常に地形も悪い。

それで、私はこの際、初めはいわゆる小地域、地域を割っていただくか、決めていただくな、そうしていかんと世羅西は2人になるかもしれない、3人になるかもしれない。そういうような状態になってくると、円滑な行政もできませんし、また各地区からそうした苦言が出てくるということは私は明らかだらうという気がします。そうしたことを初めに決めていただいておけば、世羅西は4名でせよとか、あるいは世羅町は8名でとか、いろいろな、それは私、今仮に例えて言いよるわけなんですが、こうしたことを決めていただいておいた方が新町結成にみんなが納得する町ができるんじやないかということを非常に思うわけでございますが、今回本部の方でもいろいろとご心配いただいてここに提案されておりますけれども、新町結成して新規事業が出ることもあるでしょう、がしかしそれがどうであったかと。決算するには非常に各町によって違いますが、うち9月定例で決算をして昨年度の行政状況はどうであったということをちゃんとやっております。そういう観点からひとつ、今的小地域と申しましようか、こうしたことを皆様ご理解をいただいて、本当に住みよい、だれと話してもいい町ができたのうと、世羅町の方へ行きやあ、どうしようもない、こっちはばっかりようしてというようなことがないように、そこらあたりをひとつ皆さんご検討いただきたいというのが私の願いでございます。終わります。

○上本会長 今、選挙区選挙という提案ということだと思うように思いますんで、そのことについてはちょっと事務局の方から皆さん方に基本的な裏づけといいますか、そういう

ようなものをお示しいただきたいと思います。

○山口事務局長 松岡委員のご意見の中にありました選挙区の考え方でございますけども、私の方から説明をさせていただきます。

公職選挙法でいきますと第12条第4項によって選挙区がなつとるわけですが、ただこの市町村の議会議員については原則として選挙区を設けないで、その区域の全部を一部選挙区として選挙を行うこととなるというのがこの公職選挙法の第12条第4項であるわけですが、第15条第6項に特に必要があるときは条例で選挙区を設けることができるということで、この「特に必要があるときは」とあるわけですが、これが例えば市町村合併によって地域が広大になっていることなどが考えられるというようなことで判断をするものとされております。

この選挙区を設けた場合ですけども、選挙区別定数は人口に比例して条例で定めなければならないということが公職選挙法の第15条8項に明記をされております。これは地域間の均衡を考慮して定めるということあります。しかし、公職選挙法の施行令の第9条で、市町村の配置分合、つまり合併ということであった場合は、その関係区域を区域とする選挙区において選挙すべき市町村議会議員の定数は人口に比例しないで定めができるということが、最初の設置選挙という場合の選挙区についてはそういったことができるということがうたわれております。ですから、設置選挙を行った場合には、その人口に比例しないで、例えば3町が同じ人数で選挙区を設けることができるということがうたわれてるようですが、基本的には人口に比例して現在提案されておる例えは20人で設置選挙をして選挙区を設けるとすれば、その人口に比例して条例で定めるということになろうかと思いますが、最初の設置選挙に限っては人口に比例しないでも定めができるということとなっております。

以上です。

○上本会長 徳光委員。

○徳光委員 世羅町の徳光です。合併後のことを考えると、一、二年が非常に大事になってくるんじやなかろうかと、かように思っております。過疎地域が過疎化していく現状を見ますときに、やはり合併をするということはある程度の住民サービス、住民の不安低下ということは考えられる、非常に不安に思われてるところであります。これを財政で考えるか、議員でありますればそこらが一番に、住民サービス、住民の不安を考えるか、財政をとるか、そこらが非常に……。今日も皆さんのお意見を聞いておりますと、お一人お一人

皆様本当に真剣な意見で、どれも正しいと思います。ですが、あえてどちらかの意見を言わなきゃならん非常につらい立場に立っております。高齢者の方、高齢化率も恐らく十数年後には40%、子供さんも保育所等は10名ぐらいというような現状になっていくことを考えますときに、バス対策とか、生活道とか、緊急な道とか、いろんなまだ解決されなくてはならない問題が、住民に身近な問題がいっぱい残っておると思います。

そういう面におきまして、提案されておる非常にこれを選択するということで厳しいものがございますが、私の意見を言わせていただきますと、議員定数は20から22、そしてやはり合併後1年間、引き続き責任持って地域住民の皆さんのがんばりにこたえるという意味におきまして、わがままな言葉かもしれません、特例の1年間、引き続いでお世話をさせていただきたい、かように議員の考え方をさせていただきます。世羅町議会の話の中では、今のこの提案がいいという方と即選挙という話の中でいろいろ伯仲したように思いますが、今日確認ということは、私はちょっと難しいんじやなかろうかと、かように思っております。

○上本会長 石岡委員。

○石岡委員 甲山町の石岡でございます。私のあれは今までようけ出た意見と同じようなんですが、定数が20名と、それから4年後には18名に減していくという。これのあれは、近くの府中市が今回上下町と合併するんですが、約5万ぐらいになるんじやないかと思うんですが、定数を24を据え置きでやるんだということで決まっております。这样一个比較をしますと、これは私の言ってる4年、選挙があって次に18名にするというのが妥当じゃないかと思っています。

在任の特例というのは、これはなしということでございます。豊田委員がさっき本音をちらりと述べられておりましたように、長いほどいいというような、蛇じやないんですが長いほどいいということなんですが、これは心情的にもわからんこともないんです。せっかく出たんだから長くおりたいというのは、これはわからんでもないんですが、そういうわがままは私は認めたくないと思っております。

それから、急に人数が減れば目が行き届かなくなるというような意見もございましたが、立派な議員が皆様に選ばれて、現在も選ばれるとるんですが、そのように急に目が届かなくなるというような、少々広くなつたというような人は出ておられない、立派な方だらうと思いますので、急に減ってもひとつも差し支えはないんじやないかと思っております。

以上でございます。

○上本会長 小川委員。

○小川委員 甲山の小川でございます。私、先ほどからご提案された件につきまして、町村会の議長さんであります水間さんにご相談されてやられたということで、私どもの甲山町の議長でもありますし、立場上本当に難しい、議長さんも難しい立場の中でいろいろとされていると思います。

実は私も4年前にこうして選挙へ出させていただきまして、1期をようやく過ごさせていただきまして、せんだっての選挙でまた出させていただいたわけですが、私は合併の問題即こうして組織の改編を行っていく中でやはり一番苦しい目を見なければならぬのは行政職員の職員さんじやなかろうかとつくづく思うわけですが、4年間の中で実際に地域の声を行政に反映させるためにはどのようなやり方が一番いいか、その方法を考えてやつておりましたが、議員たりとも行政にその一言でも反映させるということは、一つの事業に対してもなかなかでき得ないんですよね。

ですから、今回こうして議員の定数、任期についていろいろと思いますのに、現実に新町建設計画の地域づくり、私は地域づくりがもう第一だと思うんです。これで大世帯になると、地域づくりをどのように持っていくか、その方向づけがはっきりしない中で、なかなかその議員の問題を論議するところまで私の頭の中では整理がつかないんですが、例えば地域の審議会とかというようなものの大きな固まりの中でそれをチェックしていく組織的なものが合併どきに出ていれば、私は議員さんは少なくていいと思うんです。ですが、今までのやり方ありましたら、部落長さんが行政へ持ちかけたとしたしましても、なかなか一つの事業なりを採択していただくわけにはいかないんです。議員さんがついとるもんですから、ずっとやっていきますと、それが1年、2年するうちに何とか事業に結びつくということが出てきております。

例えばこのたびの新町建設計画におきましても、私は宇津戸の者ですが、宇津戸の問題で一番大きな問題は臭気の問題ですが、この問題にいたしましても、新町建設計画に果たして出ているか出でていないか。そうしますと、合併したときに上げていただいておかないと、大きな世帯になったときに果たしてそれがこれからずっとやっていけるかどうか、採用してもらうてできるかできないか、そういうものをすごく感じるわけですね。ですから、このたびの特別委員会にいたしましても、そのことを申し上げまして、何とかそこは考えてほしいということを考えるところまではいきましたけども、これも3町が合併して

新しくなるその行く末の事業でございますので、決定的とは言えませんけど、そこら辺は十分にやっていくような答弁がございました。

私も今回、先ほどうちの議長が申しましたように、甲山町議員の報告会で参りました。ほとんど黒木さんが先ほど言われましたように、ほとんどの皆さんが40人とかという大世帯でやるのはいけんと、在特なんかはいけんと、定数も20人から22人、20人ぐらいでええんじやないかという意見が大多数でございました、これは。ですが、それはよくわかります。私は、地方分権のこうした問題で、地方分権がこうして施行されましてもうやっていかなきやならんような時代になったときに、財政のことを言うちやなんですが、それは議員が40人おって差し引き7,000万円、先ほども出ておりましたけれども、7,000万円ぐらいなそれは持ち出しになるんですから絶対これはいけませんやね、その点を考えたときには。ですから、財政のことは抜きにしても、地域づくりをやっていくためにはやはりある程度の人間は少しの間は要るんじやなかろうかとも思いますが、大変なことに、これは今の在特を使いますと、今の新しい議員さんがそこへ出てからやる場がないわけですわね。ですから、新しい議員さんもそこへ出てやれる場は、やはり個人的には作らなきやならんのじやなかろうかとつくづく思います。

地域づくりが、このことを申しましたけれども、必ずやそれは、端に存在すると申しまして本当にあれなんですが、昭和の大合併と同じようにそれは、必ずやそれは、だれかが、持ち上げていく人間がいないと必ず公平的なサービスはとることはできないと思うんです。ですから、ひとつ公平なサービスを地域住民の皆さん全体に行き渡るようにするためには、やはりある程度の人間、議員さん、上に上げる人間が要るんじやなかろうかと思うわけです。ですから、定数は今20とか22とかと出ておりましたけれども、これは私は適當じゃないかと思います。

以上です。

○上本会長 ちょっとよく……。定数は20か22で適當であろうと。

○小川委員 はい。

○上本会長 それと思いの中が少しつながってこなかつたんですが、いわゆる意味合いの中で選挙区制度ということを言われたかったんですか、どうですか。

○小川委員 いえ、私は、議長さんの立場もあるわけですが、やはり新しい人も出てくる立場を考えたときには改選が望ましいんじゃないか、そのように思います。

○上本会長 またすぐしますが、先ほど小川さんの中で水間議長に私が相談したようなこ

とになって、水間議長さんの意見のような受け取り方になっておるのは少し違いますんで。私が相談を申し上げて意見交換した中で、3町の町長がこのことの提案をしてございますということにご確認だけはしておいてほしいと思います。決して水間さんの意向ではございませんので、よろしくお願ひいたします。

それでは、どちらが先でしたか、坂東さん。

○坂東委員 世羅町の坂東です。いろんな意見を聞かせていただきました。どうしても民間の出身ですんで民間の意見を言わせてもらうとすると、3者が一緒になると、合併するとして考えて、旧の前の会社だと普通ですと9月30日に取締役は一切辞表を出して新しい会社の設計に移るという感じで、職員の数はそのかわり3倍になると。目が行き届かなくなる面というのは相当出てくると思います。これは行政においても3町の職員が一緒になって、いろんな問題が出てくる、いろんなところへ目が届かなくなってくるということを考えると、多ければ多いにこしたことはないんですが。ただし、議員さんの立場を見ると、甲山町、世羅町、世羅西町と、世羅西は今度選挙もあるかと思いますが、我が町の選挙のことを述べられて立候補されて当選されると。私として思うのは、やはり新町になった以上、新しい町をどうするかという意見を各立候補された議員さんに求めながら、いろんな意見を聞かれた上で立候補されながら選挙をされるのが当然だと思います。50日以内の町長と同じような選挙を私は希望しております。

それと、定数に関してですが、私は第1期は22名でいくと。4年後の選挙は20名でいくと。2名の差は何があるかと、何が違いかというのは非常に難しいと思うんですが、2名の方のいろんな意見、2名かもしれません、そういう方からいろんな意見を聞きながら、第1期目は行政を動かしていくという意見を聞かせていただければと思ってます。できれば少数精銳で少なければ少ないほどいいと経費の面が先に立ってますが、1人当たり350万円から400万円かかると、1年間かかると言われておりますが、経費だけを追い詰めていっちゃんうと、前々回の合併協議会でありました給食の問題であるとか、教育の問題であるとか、経費だけに頼っちゃいけない面、見ちゃいけない面、特に議員さんの定数に関してはあるかと思いますんで、そこらは慎重にこの中で協議を詰めながら新しい町をつくっていくということに私の意見は持っております。

民間ですと、職員の数が3倍に増えると、いろんなところに目が届かなくなってるサービス面にも落ちが出てくる。そこらを管理するのが議会だと思いますし、各課長であったり部長、部長はないのかもしれません、助役さんになったり、そこらになると思うんです

が、そこら辺の数の面だけは慎重に審議していきながら、私は 50 日以内に即選挙をお願いしたいと思います。

以上です。

○上本会長 真野委員。

○真野委員 世羅町の真野です。いろんな意見を聞かせていただいたんですが、私の意見としましては、合併いたしまして新しい町となり、新しい気持ちでスタートしてほしいと思います。この協議会では、新町において決めるという項目が多く出てきました。これらを決定していく上でも、私自身、新しい気持ちで新しい議員さんに町政をゆだねていきたいと思いますので、在任特例は使わない方へ賛成させていただきます。

○上本会長 奥田委員。

○奥田委員 世羅西の奥田です。先ほどから皆さんのお見をいろいろと聞かせていただきました。人のを聞いてると自分の意見が何か曲がってきそうなんで早めに言やあよかったです、なかなか手を挙げる機会がなくて聞くばかりになりました。

人数については、先ほどちょっと出ましたけれども、順々に下げていくような、22人から20人とかありましたけれども、私としてはもう20人、ぱっともう新町になった時点での議員はもう確定してほしいというのが希望です。あわせまして、今回の特例は使わない。一応、首長選挙というか町長選挙もあります。あわせて議員さんも一新という気持ちで、今までの仕事を継続される方もあるでしょうが、新町として新しい取り組みができる体制を早期に、もう議員になってから考えるということではなくて、それまでにやはり経験されたことが表に出てくるいい機会になってくるんじゃないかなと思います。そういうことも考えまして、即選挙で、新町20人で新しい世羅郡の中の新町の改革のすばらしい前段としてここから始めていただきたいと思っております。

○上本会長 三木委員。

○三木委員 世羅西の三木です。私の意見は、人数ですが、法定数いっぱいの22名がいいと思います。それで、特例法は使わないで即選挙で、隅々の意見をくみ上げるということで1期だけ区割り制にしていただきたいと思うのが私の意見です。

以上です。

○上本会長 選挙区選挙ということですか。

○三木委員 はい。

○上本会長 横山委員、ちょっと先にお願いします。

○横山委員 世羅西町の横山です。私、言おうと思ったのを三木委員さんが先に言われたんですが、一口言わにやいけんと思います。

地方自治法の91条第2項第4号で規定をしております人口1万以上2万未満の町村については、22名ということが定義されております。これはご承知のように定数を減にしていくことも可能でございますが、当初はこの範囲内で地域割の人口に比例して地域割でやっていくということの方が、小さい町村の意見も初めての議会では重要なんじゃないかなというふうに思うわけです。したがいまして、2にございます合併後の1年間という特例はなしとして、即選挙という形をお願いしたいと思います。

以上です。

○上本会長 溝上委員。

○溝上委員 皆さん、議員さんの数が少なければ少ないほどいいようなことをおっしゃる意見が多いわけですが、私は決してそうじゃないと思うんです。やはり隅々までといいますか、多様な意見を求められる合併の1期目だと思いますんで、ある程度の議員さんの数は必要だと思うんです。そして、4年間で先ほど言いましたように方向づけをしていただいたしかる後にこれは20人でも18人でもいけると思いますけども、やはりそれぞれの町がそれぞれの独自のまちづくりをしてきたわけです。これには地域性といいますか、土着といいますか、もっと言ったら文化といいますか、それぞれの町の姿があったわけです。これを一つにしていくですから並大抵のことではないと思います。新しい町だから新しい議員さんで、すべて少数精鋭でという即そこにはならないと思うんで。それで、やはりそれぞれの町が一緒になったって、住民が一緒にならなきや意味ないんですよ。世羅町、甲山町、世羅西町3町の町民なり住民が一緒になるということは、それだけの情報が末端へ流れるということです。これは議員さんの力も相当大きなものがあると思いますんで、やはりその定数特例を使っていただきたい、先ほどは30人と言いましたけども、やはりこれは、その予算のこととかいろいろあると思いますけども、できるだけそういう大きな数でもって1期は是非やっていただきたい。

その選挙の方法は、いわゆる選挙区制でもってやっていただきたいと思います。というのは、やはりこれはできるだけ同じような条件で合併していこうという、これが当初の目的だったわけです。してみますと、議員さんの数も、ほぼ3町同じような形で1期目はスタートしていただきたいと。このことが新しい町をスムーズに動かしていく基礎となると思いますんで、やはり選挙区制度でもって同じ定数、10人、10人、10人の30人、

あるいは8人、8人、8人の24人、こういうふうな仕組みでまず1回目はやっていただき。しかる後は全町でいくと。このことが一番住民に理解をしていただける方法だと思います。

○上本会長 佐藤委員。

○佐藤委員 私の意見を述べさせていただきたいと思うんですけども、私は合併時、即選挙をしていただきたいんですね。合併協議会に私も参加させていただきまして、世羅西、世羅町、甲山町とバスで回らせていただきましたけども、是非合併時に選挙区なしで、選挙カーで新しい議員さんには世羅町、世羅西町、甲山町のもう隅々まで回っていただきて、実際にそれを肌で感じていただきたいんですね。その違いを。私たち住民として投票する立場といたしましても、新しい新町において新たに設置する項目が多いわけですから、これから立候補される議員さんに、どういった考え方で新町を4年間やっていきたいのかという意見をしっかりと聞かせていただきて、そして住民の隅々までの意見をしっかりと聞いていただきて選挙をするという形によって新しい新町を築いていただきたいので、是非選挙区はなしで、しっかりと隅々まで歩いていただきて選挙をしていただきたいと思います。

人数に関しましては、22名、20名でも私は構わないと思ってます。実際に今、甲山町とか人数いらっしゃいますけども、果たしてその人数が全部生きてるのか生きてないのかというのは、住民的な立場としてちょっと実感が持てないものですから。それよりはしっかりと意見をいただきて、少数精銳でじっくりと話し込んで新しい新町を築いていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○上本会長 まだ発言されてない方をちょっと優先させてもらいます。

田丸委員。

○田丸委員 世羅西の田丸です。私は、やっぱり定数については22名以内ということで、選挙は即していただきたいというふうに思います。やはり当初でありますから、いろいろ話を伺っているのを聞いて、選挙区制をひかれて当初やっていただく方が私はいいんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

○上本会長 荒瀬委員。

○荒瀬委員 甲山の荒瀬です。人数につきましては、20人という数が多く出てるようですがれども、私は一応上限の22名を考えております。2項におきましては、考えずに即

選挙という方向で考えております。

選挙区制につきましては、これからは地区を除いたもっと大局的な考えを持ってる方には是非活躍をしていただきたいという個人的に希望がありますので、あえてそれを設けますと、やっぱり今までと同じ考え方、同じ進み方で旧態依然とした選挙が続いていくんじゃないかと思いますので、これがいい機会ですので、枠を取り払って地域を超えて大局的に、なかなか難しいことだと思いますけれども、大局的に物を考えていただく方には是非出ていただきたいと思いますので、そのように希望しております。

○上本会長 黒木委員。

○黒木委員 まず、定数の件でございますが、地方自治法上定められるとこの定数というのは、例えば人口2,000人未満では12人ということになります。それから、2、4、4、4とこういうふうに段階が上がってるわけです。と申しますのは、大きい町でも小さい町でも基本的にはある事務はどこでもあるわけですね。したがって、その基本的な数字があって、それは言いながら人口が増えるにつれて行政課題も多いからというふうなことになっとるんだと思うんです。したがって、この合併をするということは、適正規模の町をつくるということが大前提でございますので、そうするとやはりここの法定で定められた数で、しかも3町の場合はさっきも申しましたように2万人にもう近い22でございますから、その根拠をもってやはり原則に従ってというのが私の定数に対する意見でございます。

それから、任期特例のことにつきまして、議員さんの方から今おる議員が合併に抱えておる課題を解決するためにやりたいんだと。お気持ちちはわかるんですけどもね。しかし、3町が合併して新しく町ができるんですから、今おる議員も何人か出られるはずだと思いますし、その方が新しいまちづくりをするということについては、その方がやっていく方がもっと新鮮なものが生まれてくるんじゃないかと思います。

それからもう一つ、選挙区のことで世羅西町の方が心配されてるのは、世羅西が非常に甲山、世羅に比べて人口が少ないんで、数が減るんじゃないかという思いを持っておられるんだと思うんですが、実は丹波篠山、兵庫県の篠山の合併のときが、これが全国のモデルケースになったというような話も聞くんですが、そこを視察に行かれた甲山町のある議員さんからお話を聞きますと、篠山が2万人を超える人口があってあとは小さいのが一緒になった。そうすると、小さい町の議員さんの数が減るんじゃないかと非常に心配された。ところが、選挙をしてふたをあけてみたら、人口の少ないところの出身の議員の方が

多く出たと。これはもう私ども甲山町でもそうです。私のおりますのは青近です。3人議員が出とったんです。定数14です。私の青近というところは戸数が90戸余り、人口は300足らずです。そこで3人出られるわけですよ。甲山町の議員がですよ。ですから、世羅西の方は、それは全然心配される必要はないと思うんです。全町一区でやれば。その気持ちがおありになる方がおやりになったら、それは人口の数でいいたら恐らく4から5ですよ、22で4グループか5です。ところが、6、7ぐらいはとられるんじゃないんかと思うんです。どうぞご心配なく。それはもう町議会議員のあり方にかかわってくる問題だと思うんです。

今までのよう、今でも昭和の合併があっても、甲山町の中でも何々地区、何々地区とやっぱり残るんです。しかし、それは、これから町議員さんというのは、確かに住民の意向を聞くという立場も大切だと思いますが、それから自分で調べることも大切だと思うんですけども、もっと大局的な見地で自分の町をどうするかということで考えていただく議員さんであってほしいと思いますし、当然そうなきやならないんだろうと思います。あそこの水路のヒューム管がめげるとからあれを直せというて町民が、言うていく方も言うていく方かもしれません、そのような仕事でなくて、この合併のときの懸案もいろいろあるじゃないかと、そういう見地から検討していただくということになれば、もう即選挙で選挙区は設けない、新しい世羅町をどうするかということを考えてやっていただくくんがいいんじゃないかと。

以上でございます。

○上本会長 いろいろ率直に、また真剣なご議論をいただいてございます。我々が今回提案しておる58号につきましては、なかなか確認のできる段階ではございません。そうは言っても時間がかなり経過してございますし、この問題は非常に重要なことでございます。町民の関心も強うございますので、一応一たん我々が今まで皆さん方からこうしてご意見賜りましたことを検討させていただいて、継続協議としてもしぬに再提案できるようなことならそれをしますし、また皆さん方のご意見を聞いてその中で慎重に確認をしていきたいというように思います。そういうように思いますが、ご理解いただけますでしょうか。

どうしてもまだ発言されてない方でしようという方があればこの際お願いしますが、いかがでしょうか。いいですか。

鈴木委員。

○鈴木委員 全くこれとは関連がないことじゃないんですけれども、以後で出してくればそれでもよろしいんですけども、合併をするのに当たりまして特例の中であったかどうかとちょっとと思うんですけども、地区の協議会か審議会を置くことができますよという、一つの住民の代表の方が、旧甲山町なら甲山町の住民の代表の方が、その地域のことについて合併についてこうこうこういうふうなことが確約されたけどどうなってますかねということいろいろ意見を言ったり、要望をしたりというふうなことの会を持つことができるということがあったと思いますけれども、そのことが後の方から出てくるんか、それとも、今小川委員さんがおっしゃったことが関係してくるわけなんですけれども、町議員さんの、新しい議員さんの役目とともにそこらで意味が若干変わってくると思いますので、ちょっとお伺いしたいと。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 鈴木委員のご質問でございますけども、鈴木委員の言われるのは、特例法でいきますところの第5条の4に地域審議会という、こういうものが定めてございます。これといいますのは、非常に広域な合併をする市町村が、例えば8とか9とかある大きいそれだけの市町村の数が一つになりますよとか、そういう地域において、どうもこの特例法を使ってそういう地域の声、地域みずからの審議をしていただくということで設けられてるというようなことです。

この世羅郡3町につきましては、先ほど来皆さんの方の意見もありますように、そんなに広範囲ではない中の町でございますので、この地域審議会といふのは、今までの合併協議を進める調整の段階では協議の項目では考えてないというものでございます。

○上本会長 それでは、一応この協議第58号につきましては、以上申しましたとおりの中で継続審議という取扱いにさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、お疲れであると思いますが、続いて協議第59号の農林水産関係事業の取扱いについてでございます。

これも第12回では提案のみとさせていただいておりますので、まず質問を受けた後、協議に入りたいと思います。そこら辺は臨機応変にご発言ください。よろしくお願ひいたします。非常に広範な内容でございましたんで、先般もかなりお疲れのところで説明しておると思いますが、それぞれ意見があつたらお願ひいたします。

いかがでしょうか。

溝上委員。

○溝上委員 この中で、3の(2)で農業振興に関する町単独事業というのがあるわけですが、これが「世羅郡における地域水田農業ビジョン」の内容に基づき、新町で調整するとなっておるわけですが、いわゆる町単独事業というのは、この中にもありますように非常にそれぞれの町がいろんなメニューを設けて組んでおります。これを調整する中で、世羅郡における農業ビジョンというのがどのような形で示されるのか、要するにこれが背骨になって3町で調整されるわけですんで、ここのビジョンの組み立てはどうされるのかということを聞きたいと思います。

○上本会長 中戸部会長。

○中戸産業部会長 世羅町の産業振興課課長の中戸です。産業部会長ということで、溝上委員から出ました「世羅郡における地域水田農業ビジョン」の扱いについてですが、これは昨年12月に出ました国の水田大綱、これをもとに今後の世羅郡の農政をどうしていくかということについて、世羅郡3町と世羅郡農協とで協議を重ねてまいっております。今年の7月から月に1回程度、町の担当者と農協の職員において、これにおいて水田転作を今後どのように進めていくかということを決定し、皆さんにお知らせをしたいということで、今はまだ協議中でございまして、まだ素案自体が発表する段階まで来ておりません。それで、10月15日に、尾道尾三地域事務所管内として世羅町の文化センターの方でお知らせするという形に今取り組んでおります。それと、このビジョンができ上がった段階で、世羅郡の各元の農協支所単位でどういう取扱いをするとか、地域農業をどういうふうに位置づけるとか、こういう問題についてはお示しをしたいというふうに考えております。大体10月の第3週程度を予定しております。

○上本会長 よろしいですか。

ほかにご意見ございますでしょうか。質問でもようございますんで。

新井委員。

○新井委員 世羅町の新井です。4の(2)の項目の中に農業用施設災害復旧事業というのがあるのですが、これはため池決壊などはこの部類に入るのでしょうか。どうですか。ちょっとそこを質問したいんですが。

○上本会長 中戸部会長。

○中戸産業部会長 ため池施設も入ります。

○新井委員 その関連で質問いいですか。

○上本会長　はい、どうぞ。

○新井委員　そうなれば、ここに利益者負担というのがあるのですが、世羅郡の中には相当数の老朽ため池があろうかと思います。それで、今、農業は減反などでこの利益者がないような老朽ため池が相当数あるわけです。それらについては、新町で今度は責任持ってそういうような決壊などができた場合には修理、復旧されるのか、そこらをちょっとお聞きしたいと思います。

○上本会長　幹事長の助役、金尾幹事長。

○金尾幹事長　それじゃ、私の方からお答えをさせていただきます。

ため池等につきましてですが、先ほど課長の方から申しましたように、災害等においてそういった災害の対象になればそういった復旧もできようかと思います。それにつきましても、当然関係者の負担というのは出てこようかと思います。

そして、先ほど言われましたように、世羅郡には非常に多くのため池がございます。大きいものから小さいものまでありますけど、その受益者は例えば1戸のところもあるうかと思います。それから、数十人、100人単位のものもあるかもしれません、そういういろいろなため池が存在すると思います。

ため池等を改修していく場合、どうしても地元の負担というものがついてまいります。ですから、例えば1戸のところについては、今のところそれに対しての、受益者が1戸については災害復旧あるいは改修等におきましても、それを補助で直すというような制度は今のところございません。2戸以上というふうな規定になろうかと思います。ですから、地元負担ありきの話になろうかと思います。そうは言いましても、今後、そういった老朽ため池といいますか、危険なため池といいますか、またはため池として使用されなくなっているようなため池といいますかね、そういったところが決壊のおそれがあるというふうな場合の処置ですが、それは災害を未然に防ぐという意味で、簡単に言えば水をためないというような方法もあろうかと思います。そういったところで郡内のため池を見ていく必要があろうかと思います。

ちょうど世羅郡3町では今、各町によって進捗は違いますけど、それぞれため池の調査をしておりますんで、そういう結果に基づいて今後のため池がどういうふうにあるべきかということをそれぞれのところで判断をしていく、あるいはご相談をしていくというふうなことになろうかと思います。

以上であります。

○上本会長 ほかに質問またはご意見。

鈴木委員。

○鈴木委員 濟みません、意見として述べたいと思いますけれども、農業が非常に難しくなってきてると。国の政策も大きく変わってきておりますし、それから中国地区を見ても広島県というのは、申しわけありませんけど、非常に農業に対する考え方、知事さんを初めとして非常に弱いと、はっきり言わせてもらって弱いと思いますけれども、大事ではあるけれども、そういうところに手が届かなくなりつつあります。新しく町が発足するわけですので、是非先ほど溝上委員がおっしゃいましたようにしっかりしたビジョンをつくっていただきたい。それに基づいて一つ一つのことを調整なり、あるいはいろいろとしていただきたいと思っております。

担い手あるいは法人化というふうな方向でいろいろと今から進んでまいると思いますけれども、先ほども話をしましたけれども、大方の方がそこに入らないわけですね、世羅郡としては。農業委員さんのある委員長の方の話を聞きますと8割の方がそこに入らないという農業で、この世羅郡ですらそういう地帯でございますので、いわばどうしてもそこから落ちていく、ほっとけばどんどん衰退していくという環境下にあろうと思いますので、是非しっかりしたビジョンをつくってやっていただきたいと思います。農協もそれなりに力を入れてやると思いますけれども、農協すらやっぱり大きなことと合併していくというふうなことでございますので、町がここで新しい町として農業でこういうふうな環境を守っていくんだというしっかりした考え方を提示していただきたいと思って発言しておきます。

○上本会長 金尾幹事長。

○金尾幹事長 貴重な意見と思います。そういった意味で、このビジョンにつきましては今現在、今日も多分午前中農協の方で担当者が出て、あるいは農業者の代表、農協、そういった3者の段階で協議をされているというふうに思います。そういった中に今日意見が出されたということもつけ加えまして、しっかりとしたビジョンができるように努力をしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○上本会長 黒木委員。

○黒木委員 ただいまの鈴木委員のご発言は全く同感なんです。そのビジョンがないと、ここへありますように、今回提案されどるのは町単独の事業についてもすべてないところはそこへ合わせるというようなことになっとるんですね。ですから、やはりここの中

容そのものもビジョンに基づいてこれがなされるべきであって、要するに今までと同じパターンなんですよね、負担は軽く、サービスは高くと。このあれにいっとるわけなんで、そこをやっぱり問題があるんじゃなかろうかと。今の予算ベースでいきますと、これがどのぐらいのものに金額的になるのか。いつも何遍もお聞きするんで恐縮でございますが、こここのところでは予算ベースでいきますとどのぐらいになるんでしょうか。

○上本会長 かなり厳しいもんになるじゃろう。じやけ、調整するということで。

議論の中でこれからそういう補助金とかという形態が維持できるかという議論も我々のどこではするわけですが、事務方がいろんな面で調整していくのになかなか即調整できない項目、特に米施策の基本方針が大きく変わってきとる、その兼ね合いの中の作業でございますんで、少し新町へ預けたようなところがあるのは事実だと思います。そこらの辺で非常に大きな問題もございますんで、我々も中身そのものはしっかり協議をしていってほしいということを申し上げてございます。その程度でひとつ通らせていただきたいんですが。

○黒木委員 はい。

○上本会長 ほかに。

井上委員。失礼しました。幸枝さんの方です。

○井上（幸）委員 井上です。資料の45ページの有害鳥獣の駆除対策のことなんですが、協議会の中には相当数の団体が入っているように書いてありますが、一番下の奨励金ですよね、報奨金は世羅西町のあれに統一すると書いてありますが、これは私はわからぬから質問してるんですが、獵友会が対象なのかということと、それから駆除委託——年間18万円ですか——が個人へなのか、それとも団体へなのか。それから、捕獲器の補助1カ所5,000円とありますが、この捕獲器というはどういうものなのかということを質問します。

○上本会長 中戸部会長。

○中戸産業部会長 それでは、井上委員のご質問に対して答えさせていただきます。

有害鳥獣駆除対策協議会、これは現在3町にそれぞれあります。これは1つにいたします。駆除班体制につきましては、それぞれ大体20名を1班という考え方で今まで来られておりますが、それぞれ3町に駆除班があります。これについても駆除班は1つにします。ただ、区域を超えて駆除するということが大変難しいという面もあるということで、それぞれ各町の駆除班をそのまま残しまして、その3つの駆除班に対し、駆除委託18万円を

するという案になっております。

それから、捕獲器設置補助ですが、これにつきましては世羅西町で補助がされております。新町においてこれを引き継ぐということで、これはイノシシの捕獲のわなです。おりになります。

以上です。

駆除委託につきましては、駆除班へ出します。個人ではありません。

○上本会長 井上忠則委員。

○井上（忠）委員 同じ井上がいまして大変申しわけございません。

私は非農家ですから農業のことに関してはちんぶんかんぶんなことを言うかもわからんのですが、例えば今「世羅郡における地域水田農業ビジョン」という話があったと思うますが、執行部の話を聞いてみると、非常に農協さん、農協さん、農協さんと打ち合わせしまして農協さんと云々かんぬんというのがたくさんあるんですが、私が個人的に思ってるのは、例えば農協さんの指導によってうまくいった農業があるんだろうかという部分に非常に疑問を持つわけです。

例えば水田と言われるのに、今、郡農協が水晶米というんですか、あれはこいもみじとか何とか言うんじゃないんですか、たしか。だけど、奨励品目の割には単価は非常に安い。できる限りコシヒカリを植えてくださいというのが指導であったように思うし、ずっとさかのぼってみても、中生新千本と言えばいいんかどうなのかわからんのですが、これも海のもんとも山のもんともわからなくなつた。今現在、世羅西においても、中学校の下にはやはりいまだに中生新千本というのが看板が上がってます。これは恐らく農協の指導のもとに米政策が行われてたと思うんですが。

そういう部分を見たときに、やはりそれより以前に行政が单町で事業として起こす場合は、その地域の農業者、従事者あるいは農業委員を中心としたそれぞれの地域の農業というもの形態を考えた上で農協と交渉していく、あるいは農協を使うと。非常に語弊があるんですが、農協に使われるのではなくて農協という団体を使っていくという形に行政はしてほしいと私は個人的に思うんですが。農協の指導のもとに非常にやられて、イチゴも失敗されたようだし、ピーマンも非常に良くできたという成果の結果は聞いてないような気がするんですが、そういうたやはり実際に農業に従事される方の意見を町の場合は单町でやるんですから吸い上げて、それをビジョンの中に生かしていく、世羅郡の農業をどっちの方向へ持っていくかと。郡農協は恐らく尾道へいくわけですから、今度は尾道の

都市部の中心になって運営されていくはずですから、そこら辺の意見でなしに郡独自のものを持って動かしてほしいと思います。非常に矛盾したことを言いよるかどうか、ようわからんのですが、どうもかき回されているような気がしてならんのですよ。

○上本会長 金尾幹事長。

○金尾幹事長 お答えをさせていただきます。

先ほども申しましたように「世羅郡における地域水田農業ビジョン」、これを農協なり、その行政の担当者なりというのが集まりまして、8月にこれを素案を決定しようとした。そこには農家の代表の方、あるいは法人の代表の方が来られました。結局そこで言わされたのは、そういった提案はわかるけど農家の意見が全く聞かれてないじゃないかと。今言わされたとおりだろうと思います。そういうことがございまして、その場でビジョンが決まらなかつたというものが事実であります。ちょうど私もその場に町長の代理として出席をさせていただいておりましたが、全くそういう意味では、農業者の方々の意見というんですか、を聞いてほしいと、入れてほしいというのが非常に強く出たように思います。

そういう意味では、この「地域農業水田ビジョン」、全国的にこういった形で進められておりますので、各地域でこれを作らなくてはならないというようなものであります。だから通り一遍のものを作ればよいというのではないというふうな意見がそこで出されたというふうに思っております。ですから、それを受けまして、今日午前中、農業者代表が集まって担当者あるいは農協と意見交換をしておるというところであります。そういう意味で、その辺で出された意見を十分酌んだビジョンにしていく必要があろうかと思います。

そしてまた、このビジョンについて言われておりますことは、ビジョンは改めができるというふうな、発展的に改めることができるというふうなことを最後のところでうたっておりますんで、そういう意味ではどんどん発展するようにビジョンそのものも地域の実情に合ったように変えていくべきだろうし、そうあるべきだと思います。

そういうことで、今まさにそういった段階であるということしか報告できませんけど、先ほども言いましたように、一定のビジョンができましたら、旧農協単位ですか、各地区へ説明会に歩くということが決まっておりますので、またそういった中でも意見をいただきたいというふうに思っております。

以上であります。

○上本会長 溝上委員。

○溝上委員 これは、先ほど質問したのはいわゆる「地域水田農業ビジョン」というわけですけども、世羅郡の農林水産関係事業というのは当然米だけじゃなくて、非常に多様な農業が世羅郡では展開されておるわけです。その中で、やはりその現場といいますか、そのところをどう吸い上げるかというのが、おそらくされたと言ったらちょっとおかしいわけですけども、やはりこれが今の農業公園のワインの問題であったり、あるいは国営開発での行き詰まりであったり、要はそのビジョンの部分でどうだったのかという反省がなかなかこれまでの計画の中からはっきりなされていないというところにあるんじゃないかと思うんです。

農林水産関係というのは、世羅郡においては非常に多様なものであるということで、これからは世羅郡3町が一つの町になるわけですから、当然、農業公園なり農村公園、ここらもこれは関連の事業として上ってくると思いますし、あるいは6次産業の問題もあるうかと思うんですが、そういうものを一体としての世羅郡の農業の方向性というものを新町の中ではっきりと示すといいますか、独自性をやっぱりメニューとして出していただきたいと、このように思うわけです。そのことがいわゆる農業公園の問題、ブドウとか果樹とかいろいろあるわけですけども、やはりこれからの新しいまちづくりを展開していく上で、世羅郡3町というのは新しい産業といいましても、やはり農業を基軸として進めていくということは変わりはないんだろうと思います。そこで、前にも言いましたように、その外資の導入、人材の導入、いろいろな手法はあると思うんですけども、総合的な要するに農林関係というものをこの事業と調整される中で一つの背骨を作られて、その中の3町での事業の取扱いの調整という部分をやっていくというふうな仕組みといいますか、骨格を是非出していただかないと、これは非常に多様な部分があるんで、これを全部やっていくというのは非常に難しいと思います。やはりその背骨に従ってメニューが組めるようなものを組んでいただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○上本会長 その背骨になる前段として、今、協議項目で協定をしていきよるということではないかというように思います。

○溝上委員 是非そのようにできるようにお願いいたします。

○上本会長 檜谷委員。

○檜谷委員 先ほど金尾助役の方が言われたんですが、世羅郡の農業はこれから伸びていくんだと言われましたが、これは本当ですか。農業は伸びていくと思われますか。この地

域で農業がどんどん発展して、農業人口が多くなって、農業が多くなると思われていますか。

○上本会長 金尾幹事長。

○金尾幹事長 そういった向きの発言はしていないと思いますが、要するにこのビジョンをつくっていく段階であらゆる人の意見を聞かなければできませんよという、農家側からすると農家側の意見を入れたビジョンを作つてほしいということが今出とるというふうに申し上げたつもりですが。

○上本会長 檜谷委員。

○檜谷委員 ですから、農業が伸びていくのか、伸びていかそうとするのか、その辺の方向性ですよね。伸びていくんだから一生懸命これに力を入れるんだとか、いや、そうじやなくて保全でやっていくのか、その方向性を聞いています。

○上本会長 金尾幹事長。

○金尾幹事長 何といいましても、世羅郡の3町を見るとやはり農業が基盤の町だろうと思います。これは県内のどこを見たとしても、世羅郡の立場というんですか、というのは、やはり農業が基軸であると。先ほども溝上委員さんの方からありましたように、そういった町だろうかと思います。

そういう中で農業の将来ということを言われるわけですが、今県をして進めていっているのが集落型の法人をつくつていこうと、そういうことが出されてますけど、これ自体がやはり地域をどういうふうな格好で守つていくのかと。現実的に個々にやっていたんでは担い手もいなくなってきてるし、そういう状況では地域自体が衰退していくよ、その地域を守る手段として、今世羅郡に何法人かができてましたが、そういう方向でやつていこうというようなところだろうかと思います。非常に担い手面からいうと不足をしております。ですから、そういう土地利用型の農業等々が今後伸びていくというふうな方向ではなかろうかと思います。いかにして地域の環境を守つていくかというふうなところではなかろうかと思います。また、片や新しい形の農業等もこの世羅郡の中に入ってきてます。そういう意味では雇用を産むような農業もできておりますんで、いろいろな形態の農業があるんではなかろうかと思います。

一般的に言います土地利用型の農業、これが今後農業として発展をしていくといふんですかね、それは非常に難しいかなと思いますけど、そうは言いましても、この地域の環境を守つていかなきやいかん。それを守るためにには、今言われますような方式といいます

か、やり方といいますか、やはり地域で地域の者が考えていく必要があるんだろうというふうに思います。決して行政の押しつけでそれができるとは思いませんし、やはり地域のことは地域で考えて地域の方向性を出していくというのが今からではないかなというふうに思います。

○上本会長 松村委員。

○松村委員 世羅町の松村です。私は農業をしていますが、世羅郡はやはり農業を基盤に、農業だけじゃなくて工業も商業も活気づいていかないと思いますが、農業が活気づくことによって今たくさんの観光客が来られて、商業もやっぱりいろんな面で潤っていると思います。それで農業だけに力を入れていただくということじゃないんですが。

それからもう一つ、井上委員さんが先ほど言われたことに私はちょっと考え方が違うんですが、農協と行政は一体になってやっていただきたいといけないと思います。あの四国小さな馬路村が全国で有名になったのは、農協がすごい力を入れてやっておられるからだと思うんです。資金的なことはやはり農協ですし、行政だけ、農協だけというふうに分かれてやってはいけないと思います。だから、もっと農協と町が一体となっていろんなことを取り組んでいっていただきたいと思います。

○上本会長 意見として伺っておきます。

ほかに。

豊田委員。

○豊田委員 甲山の豊田です。今、米作りが大変で、長引く低米価あるいは老齢化等で米作りをやめたい、こういう状況が多くなっております。こういう中で、25ページ、26ページに水田農業経営確立対策などが述べてありますが、「米の生産調整制度については、国の動向を踏まえて、新町において調整する」というように述べられておるのですが、今政府がやっているいわゆる米政策大綱では、これまでどおり米が余っているのに輸入は続ける、あるいは価格保障や転作助成はやめていく、そして農家がつくる米はだんだん減反を増やして減らさせる、こういう方向です。そして、全国173万戸ある米作農家のうち、これから先は大規模な農業経営者と法人化だけの米生産に限る、そういう方向を示しており、大綱は輸入にも対抗できるには価格あるいは流通の中で競争にうち勝つようにしていこうというやり方であります。

日本の農業は、ご存じのとおり農地が狭くて人口密度は高い。そして、労賃とか、あるいは資材等は高くて、とても採算が合わない農業をしているのが現実です。政府や財界が

言っているような、いわゆる価格保障もせず、あるいは輸入規制もしない、こういうやり方では日本の農業は要らないと言うにひとしいものであります。今までの長い農業の中で結局国等がやってきたやり方に各自治体も沿ってきたわけですが、農業が行き詰まりを示してきた。いつまでも政府のやり方だけに沿っておくのが正しくなかったと私は思っています。やはり独自策が必要かと思います。

今、日本の国内の食糧受給率は約40%ですよね。これを引き上げようと政府も農家の人も努力しているところなんですが、政策大綱のやり方は、今ある農家をつぶしていくとすれば受給率を当然上げていくことはできない。いわゆる経済効率や国際競争重視よりも、今求められているのは安全な食糧の需給あるいは今ある農家を守ること、後継者をちゃんと育てる事、これらが今大事なんじゃありませんか。政策大綱はもうこういうことが放棄されているにひとしいと思うんですが、とはいってもこの各自治体が国のやり方を容易に変えさせるというのは難しいとは思います。しかし、かつての京都の蜷川さんの知事時代、京都の皆さん、米を何ぼでもつくってください、責任は私が持ります、こう言ってそういう自分の責任をちゃんと述べられました。今、地方の時代ですから是非そう言って、特にこの世羅台地は県内でも米どころです。ですから、県に、あるいは全国に、この世羅台地の米どころとしていい方策を全国にも発信できるような方策をこの1年余りでひとつ考えていただきたい。ただ国のやり方に追随するというやり方はもう破綻している、このように考えますが、どのように思われてるか。米政策大綱を是としておられるのか。腹の中はそうではないと思うんですが、一体政府のやり方をどのように考えられるとんか、独自策をちゃんと持つべきだと、このように考え方を持っておられるのかどうか、お聞きしたいと。

○上本会長 ご意見は豊田委員、よくわかりますし、そういうことも大切なことだと思います。しかし、今、政府が米政策に関して180度方向転換して、いわゆる消費者重視の立場に変えた今日の中で、2008年にはすべてのそういう補助事業から実際手を引くということで、こうした米施策の今後の方策を今ある制度の中で今度は交付金としてその姿、形にしようと。そのことに対して今我々が取り組むのは、この政策ビジョンの中でそのことを基本に取り組みをしとると。その作業は進めておるわけです。おっしゃられることはよくわかりますんで、おいおい意見をこれから我々もしっかり受けとめて、今後の協議には慎重に、また積極的にかかわっていく必要があろうというふうに思います。ありがとうございました。

まだご意見がございますでしょうか。

小川委員。

○小川委員 甲山の小川です。農林水産関係事業の取扱いで41ページと46ページ、受益者負担についてですが、各町がこうして基本に合併時に統一することになっておりますので、受益者負担が少なくなればそれだけ町の持ち込みが増えると思うんですが、持ち込みする金額が先ほどの例じや全体的にわからんと言われたんですが、この合併時に統一することになつたらわかるんじゃないですかね。わかりませんか。

○上本会長 極端に言うと、一つの独自が非常に踏み込んだ補助事業をしておる、それを3町でならしてしまうと大きな経費の増になるということがございますんで、そういうことを、とてもじゃないが難しかろうかという中で、新町においてそこらを調整していくという意味合いだというように思っておるんですが、それをすべて今新町において持ち込むという議論にするとかなりの額になるということが想定されます。そこまでは、そうなつてはならないという意味合いで調整することなんですね。

○小川委員 新町に引き継ぐという項目ならいいんですが、何町に合併時に統一するということが、項目が掲げられている以上は、プラス・マイナス町の負担はどのぐらいかというのわかるんじゃないですか。それは不可能ですか。

○上本会長 中戸部会長。

○中戸産業部会長 新町の建設計画の中で考えられるべき問題だと思いますが、現在のとこ、こういう制度があるということでご理解いただきたいと思います。この制度にのつって事業を進めておりますが、県の上乗せ事業としてこの事業は成り立ちますので、地域の要望とか、そういうものがないと比較対照にならないかというふうに思います。制度はあっても事業はやってないことが多い事業です。

○上本会長 ほかにございますでしょうか。

梶川委員。

○梶川委員 世羅町の梶川です。農業ビジョンのことについてですが、以前、学校給食の問題で、地産地消ということでやはり地場のものを地場で消費するという観点については世羅西町においては非常に熱心にやられて、また甲山町においてもやられておるようですが、新町においてもこの考え方を続けていただきたいというように思うわけです。学校給食にしましても、そういった地消を進めていただきたいというように思います。

というのは、やはり水田の裏作についても、あれは地域営農集団といいますか、法人にしましても、やはり麦と大豆だけでは到底、今は補助金があるから、奨励金があるからでできるわけで、ですからそれがなくなったときはやめるというようなものはやはり根づいたものではないというように思うんです。したがって、やはり計画生産ができるような、野菜にしましても学校給食に要るならその要る量をどっかの営農集団が計画的に出荷するという生産体制でないと、自給というのは学校給食においても非常に難しい点が出てくるんだろうというように思うんで、新しいこの農業ビジョンの中にやはりそういった設計といいますか、組み立てをしてほしいなあというように思うんです。その量のまとめというのを、やはり農協が一番まとめやすいんじゃないかというように思うんで、今さっき松村委員さんがおっしゃったように、やはり農協と町が一緒になってこの水田ビジョンの中に組み込んで、計画生産ができるようなこのビジョンを作ってほしいなあというように思うわけなんです。ですから、今まででいいんですけども、この内容についてはやはり地産地消というのを基本にもう少しこのビジョンの中に組み込んでほしいなあというように考えます。どうぞよろしくお願ひします。

○上本会長 貴重な意見として今お伺いして受けとめさせていただいたと思いますんで、それだけでは……。

○梶川委員 せっかく世羅西町でそういった学校給食でもやっておられますから、これがむだにならんように、やはりこれを発展するように新町においても引き続きお願いしたいというように思うんです。

○上本会長 それぞれご意見をお伺いしたので、受けとめておいてください。

ほかに意見、質問がございますか。

急ぐようで申しわけないんですが、ないようでしたら確認ということに、作業に入らせていただきますが、よろしゅうございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○上本会長 それでは、ご意見、質疑等も一応していただいた上でございますので、農林水産関係の事業の取扱いについては以上のとおりで確認をさせていただいたということにさせていただきますが、よろしゅうございますか。

声がちょっとないんですが、まあひとつ、もう一応確認させていただいたということにさせていただきます。

ここでちょっと休憩させていただきます。5時20分まで休憩をさせていただきます。

午後 5時05分休憩

午後 5時20分再開

○上本会長 それでは、休憩を閉じて再開させていただきます。

続いて、協議第60号交通対策の取扱い、このことにつきましても12回協議会で提案のみとしておりますので、質問とあわせてご意見も賜りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

新井委員。

○新井委員 世羅町の新井でございます。この中にうたってありますように、新町全域を効率的に運行するということがうたってありますが、もう一つの上の段階では、運行頻度の維持充実、またそれとあわせて福祉バスは大変道の狭いところを運行しております。それに当たりましては、やはり新町においても他町村ではシルバーなどを利用して草刈りをしたりなどの方法をたくさんとられるところがあるわけです。やはり高齢者を積んでまた雪の中、あの細道を通るには、安全運転には相当ドライバーも神経を使っておるわけです。そこで、新町になりましたら、やはりそういうような年に三遍ぐらいは草刈り、また舗装の維持修理などの方を点検して、安全運行ができるような措置をとっていただきたいと思いますので、これは要望事項として聞き入れていただきたいと思います。

○上本会長 幹事会、よろしいですか。

○上本会長 ほかに。

豊田委員。

○豊田委員 豊田です。2番目の新町全域を効率的に運行するという、再編整備するとありますが、効率的という意味は非常にいろんな角度からとれると思うんですが、安上がりでやりたいというよりも受けとめれるし、綿密にうまくやりたいというよりもとれるんですが、より多くの人に利便を図るという立場は忘れてはいらっしゃらないとは思うんですが、そこを念のために聞いときます。

そして、経費は安く上がるにこしたことはありませんが、例えば今の事業者を変更したりしてでもやるということなのか、そこらの考えもあるのでしょうか。路線だけ効率的にやるというのか。いわゆる効率的というのは、何と何を指しておるのでしょうか。

○上本会長 総務企画部会長の越本世羅町総務課長。

○越本総務企画部会長 総務企画部会長の越本です。よろしくお願ひします。

福祉バスにつきましては、本来、福祉部会の方で議論するのが妥当だと思うんですが、

全体的に交通対策ということで総務企画部会の方で検討をしております。

豊田委員さんの方からの質問でございますが、まず効率的な運用ということでございますが、これは資料の 51 ページへ書いておりますように、福祉バスにつきましては世羅町、甲山 2 町で運行しております。それぞれ現在世羅町は世羅町、甲山は甲山というふうに運行路線を区切っております。効率的な運用といいますのは、この甲山、世羅町の垣根をとりまして、世羅西町を含めた現在の 3 町全体的な運行について検討をしていくという意味でございます。

それと、事業者の変更等ということが出ておりましたが、その事業者の変更等については議論しておりませんし、まだそこまでは考えておりません。

○上本会長 他に質問、ご意見ございますか。

黒木委員。

○黒木委員 2 番目の今ご説明があった新町全域を効率的に運行するというのは、これは私は賛成でございます。もう町の壁を破って、ひとつ年寄りが病院へ行くのに現在の甲山町の人、世羅町の人が一緒になってでも乗っていくようなことについては、これはいいことじゃないかと思うんです。

3 番のことですが、51 ページの資料を見ますと、世羅町では 70 歳以上の方が自宅の最寄りの停留所から町内の必要区間に對して必要な回数券を交付というので、医者へ行くんでも回数券が交付されるやにとれるんですけど、そのように現在なっておるとすれば、合併翌年度から甲山町の例によるということになると 100 円を自己負担ということになりますし、その辺は今までのパターンからいくと受益者がその負担が多くなるということなんですが、そういうことになるんでしょうか。

○上本会長 越本総務企画部会長。

○越本総務企画部会長 黒木委員さんの質問にお答えしたいと思います。

委員さんが言われますように、甲山町の例で実施を行います。ということで、70 歳以上の方につきましては、現在世羅町は無料でございますが、有料ということになります。

全体的に今までの協定確認でございますが、福祉は高い方へ合わせていくというふうなことが出ておりますが、今の福祉バスの運行を全体的に見てもらいますと、甲山町は月・水・金、火・木・土、2 コースあるわけなんですが、週に 3 回運行されております。一方、世羅町の方は、それぞれ受益者は週 1 回しか利用できないというふうなことになっております。そこら辺で今の運行を充実していくということが一方あります。片一方、応分

な負担ということも、ある程度受益者にも負担してもらいたいということでこういうふうな提案をしております。乗れないということではありません。負担をすれば乗れるということでご理解を願いたいと思います。

○上本会長 他に質問、ご意見ござりますか。

井上委員。

○井上（忠）委員 世羅西の場合は一覧表のごとく何もないわけなんですが、世羅西の場合は過疎地域に指定いただいて患者送迎バスというのを運行してるんですけど、それとの兼ね合い。そして、一つの町になるわけですから、要するに非常に連絡網が悪いんで、そこら辺もある程度は勘案して新しい町の中で組んでいただかないと、非常に効率の悪い運行になると思うんで。恐らく世羅町で今運行されている部分を延長して、世羅西部分まで来てくれるんだろうなと思ってるんですが、要するに今行っている世羅西の過疎地域指定ということで患者送迎をやっていることと、そしてこの福祉バスの運行の関係はどのように調整をされてどのように考えておられるのか。

○上本会長 越本総務企画部会長。

○越本総務企画部会長 井上委員さんの質問にお答えしたいと思います。福祉の方で答えるのが妥当だと思うんですが、総務企画の方でも交通対策ということで先ほど言いましたように議論しておりますので、お答えしたいと思います。

現在、先ほど言いましたように、世羅西では福祉バスの運行はされておりません。ただ、委員さんが言われますように患者送迎バスを運行されておりますが、これらにつきましては新町になりましても一応原則的には残していくという方向でございます。福祉バスの運行につきましては、陸運局と協議等が必要になってくると思います。そこら辺で効率的な福祉バスの運行、あるいは患者輸送バスの運行等を新町において検討していきたいというふうに思っております。

○上本会長 他に質問、ご意見ござりますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○上本会長 ないようでしたら、ご意見をいただいたことを踏まえて、このことについては原案のとおりで確認させてもよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○上本会長 ありがとうございました。

続いて、協議第61号定住促進対策の取扱いにつきましても、さきの12回協議会で提

案のみとしております。

質問とご意見を賜りたいと思います。発言してください。

黒木委員。

○黒木委員 1から4までそれぞれ意味のある制度だろうと思うんですけども、現行制度を参考により効果的なものに再編整備するというふうにあるんですけど、今までやってきた効果がどうだったかということを十分見きわめていただきかなきやいけないんじゃないのかと思うんです。

例えば1の就労関係は、この転入奨励金、就労祝い金は世羅町だけです。それから、2番目の住宅新築祝い金、空き家改修等奨励金というのは、これも世羅町だけです。次の民間賃貸住宅建設奨励金というのは、甲山町と世羅町が実施しております。その次の雇用促進住宅入居者家賃の補助というのは甲山町だけです。結婚関係は、定住結婚祝い金が甲山と世羅西、農業後継者育成費は甲山町だけ、結婚紹介者謝金は世羅町だけ。子育てでは、誕生祝い金が甲山、出産祝い金が世羅、子育て祝い金が甲山とまちまちなんですね。それを参考により効果的にすることですが、具体的なものを持っておられるんかどうか。ここは個人給付がよいのかどうか、過去の例にとらわれずにひとつ合併を切りに抜本的に検討をしていただきたいと。今までのパターンですと、ついよそのところへ合わせるということでなくて、その今までの効果がどうだったのか、果たしてそれが定住促進にプラスになってきたのかどうかということを十分見きわめていただいてこれをひとつ再編整備していただきたいと思うわけです。

○上本会長 再編整備の基本的な考え方を問われていますが、だれがしますか。

金尾幹事長。

○金尾幹事長 ご意見のありましたこと、当然のこととござります。非常に3町それぞれの制度を持っておるわけでございまして、ここにありますように、現行の制度を参考にというのはそういった方向でというふうにご理解をいただければと思います。十分現状の効果等を図りながら再編整備していくつもりであります。よろしくお願いします。

○上本会長 他に質問、ご意見ございますか。

佐藤委員。

○佐藤委員 ここにあります奨励金のことなんですけども、先ほど黒木委員が効果があつたのかということで、私の同級生とか私のことでちょっと話させていただきますと、甲山町の私の同級生のうちに私が——甲山町じゃないですね。私の宇津戸の小学校の同級生の

うち、12名しかいませんでしたけども、2名が結婚の際に世羅町に転入しましてこれをいただいているという現状がありまして、私の知ってる先輩でも新しく家を設けるときに世羅町に転入したという事例がありました。ですから、世羅郡全体では効果があったのかどうか知りませんが、甲山町から世羅町に住民が流入するという意味では効果が確かに私たち世代にはあったと思います。それをかなり町議員さんなんかにそういうのが世羅町にはあって甲山町にはないから甲山町に若者が定住しませんよと言いましたら、結婚祝い金をちょっと、四、五年前ぐらいですかね、設置していただいたということがありました、それからはとりあえず世羅町に行ったというのは同級生あたりでは聞いておりません。ちなみに、私は主人を尾道から甲山町に連れてくるときに、結婚お祝い金があるということでちょっとそういうことも言いました。ですから、確かに少しあは効果があったんじゃないかなあということで、若者とまだ思ってますので、そういう事例があるということは一応意見として言わせていただきたいと思います。

○上本会長 ご意見をいただいてございますんで、幹事会の協議の中でよくよく吟味していただきたいと私は思います。

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○上本会長 急ぐようですが、ないようでしたら、一応ご意見賜りましたことをしっかりと協議の段階で活用させていただきますんで、原案どおりで確認作業をさせていただくということにさせていただきます。よろしゅうございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○上本会長 ありがとうございます。

それでは、続いて協議第62号でございます。第14回世羅郡三町合併協議会の日程について事務局より説明いたします。

山口事務局長。

○山口事務局長 資料56ページをお開きください。

協議第62号第14回世羅郡三町合併協議会の日程について。

第14回世羅郡三町合併協議会の日程について提案する。平成15年9月24日提出。

世羅郡三町合併協議会会长上本仁志。

第14回世羅郡三町合併協議会の日程について。

第14回世羅郡三町合併協議会は、次のとおり開催する。

日時、平成15年10月22日水曜日午前10時。

場所、甲山町農村環境改善センター。

ということで、委員の皆さんから非常に協議に時間を要するということのご意見をいただいた中で、午前10時から開催をするという提案でございます。

○上本会長 以上が協議第62号の説明でございます。午前中、10時からの開会ということでございますが、昼食はこちらの方で準備させていただくことができますが、費用弁償につきましては制度上少し難しいということがございますので、ご勘弁をいただきたいと思います。

以上、提案申し上げましたことにつきましてよろしゅうございますでしょうか。

○上本会長 一応、この日程で進めさせていただくということでご提案申し上げます。よろしゅうございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○上本会長 ありがとうございます。

それでは、続いて提案事項に入らせていただきます。

協議第63号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてでございます。

事務局より説明いたします。

○山口事務局長 57ページをお開きください。

協議第63号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて提案する。平成15年9月24日提出。世羅郡三町合併協議会会长上本仁志。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて。

1、農業委員会については、合併時に統合する。

2、選挙による委員の定数は28人とする。

3、農業委員会の選挙については3の選挙区を設定する。

4、2、3にかかわらず、3町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月29日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。

という提案内容でございます。

資料58ページをごらんください。

世羅郡3町の……。失礼しました。平成17年7月19日まで引き続き新町の農業委員

会の選挙による委員として在任するということで提案をさせていただきます。

資料5 8ページをごらんください。

世羅郡3町の農業委員会委員の現況について掲載をしております。ごらんのとおり、農業委員会は選挙委員、選任委員で構成がされております。定数については、選挙委員の定数で甲山町が10名、世羅町12名、世羅西町が12名で、3町とも法定上限数より少ない定数で定められており、3町合計では34名となっております。任期についてはごらんのとおりとなっております。この選挙による委員の定数については、農業委員会などに関する法律第7条に基づき、条例で定めることとなります。選挙による委員の定数の基準については、農業委員会等に関する法律施行令第2条の2に基づき、農地面積や基準農業者数で定めることになりますが、新町における定数については30人以下で定めることになります。ここでは28人と提案をしているものでございます。

続いて、59ページは選挙区の設置について掲載をしております。

選挙の単位ということで、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項の規定では、政令で定める基準に従い、条例で当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる、また同条第3項では、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数はおおむね選挙人の数に比例して条例で定めなければならないと規定がされております。そして、選挙区の基準については、農業委員会等に関する法律施行令第5条に基づき、すべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ヘクタール以上となるか、または基準農業者数が600以上となるようにしなければならないと定めてあります。

世羅郡3町の農地面積などをごらんいただけますように、この基準をすべて満たしていることや、農業委員は地域に密着した農業振興や農地の権利関係の調整などを求められることから、今回、3町の区域をもって3選挙区を設定するという案でございます。

平成15年1月1日現在の農業委員の選挙人の数によると、選挙区の選挙委員の定員は、甲山選挙区8名、世羅選挙区12名、世羅西選挙区8名ということになります。

続いて、合併市町村の農業委員会の委員は、新設合併の場合は原則合併の日の前日をもって失職することになります。失職した場合は、公職選挙法第33条第3項により、合併時から50日以内に条例定数28人の選挙区定数により選挙をすることとなります。

原則はこのようになっておりますが、地域農業者の実情や地域の農業振興施策が合併後の新町に円滑に継承されることが必要なことから在任特例が設けられております。この農業委員会委員の任期等に関する特例でございますが、市町村の合併に関する特例に関する

る法律第8条に基づき、合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で、当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、市町村の合併後1年を超えない範囲で、当該協議で定める期間で引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができると定められております。

今回の提案は、この在任特例を適用し、3町の選挙による委員34名が世羅町の農業委員会委員の任期、平成17年7月19日まで引き続き新町の農業委員会の選挙委員として在任していただくという案でございます。

なお、3町が合併しなかった場合では、56ページにありますように、3町農業委員会の委員の任期は、甲山町が来年2月10日が任期となっておりますが、通常どおり選挙が行われた場合、平成19年2月10日が任期に、世羅町は平成17年7月19日が任期、そして世羅西町は来年3月16日が任期となっておりますが、これも通常どおり選挙が行われた場合は平成19年3月17日が任期となります。

以上で提案説明を終わります。

○上本会長 以上が協議第63号の説明でございます。

このことについて質問がありましたらお受けいたします。

寺田委員。

○寺田委員 世羅町の寺田です。先ほど来から町議員さんの定数なり在任特例について協議をしてきたところでございます。そういうこと等も踏まえる中でいろいろ考えてみますのに、町議員の場合は任期があるにもかかわらず、合併の期日から後の在任特例はなしにしようかとか、ありにしようかとかという議論が先ほどされてきたと思うわけです。今回の農業委員会の委員につきましては、これは委員の任期が切れておるにもかかわらず、長い世羅町の任期に合わせて、これは特例があるんですから別にどうとは言いませんが、私は何でこう住民の人にわかりやすい提案ができるんだろうかということを思いますし、何かすっきりしないようなことをこのことの提案を通して感じてきたところです。そこらにつきまして一定の説明をお願いいたします。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 寺田委員のご質問でございますけども、先ほどもご説明を申し上げましたが、農業委員会の委員の任期が切れてるということではなくて、甲山町が来年2月10日が任期となっており、この場合、当然通常どおりまた選挙が行われるということで、先ほども申しましたが、平成19年2月10日が合併しない場合は農業委員会の選挙による

委員の任期ということになります。ですから、そういったことからいきますと、世羅町の場合、現在、平成17年7月19日が、ここまではこの間選挙がございまして任期があるということで、3町それぞれ任期というものは、選挙が通常行われた場合、それぞれ合併時にはあるということでございます。

○上本会長 寺田委員。

○寺田委員 私が勘違いをしておりました。了解しました。

○上本会長 他に質問がございますか。

黒木委員。

○黒木委員 選挙による委員の数が28ということですが、選挙人の数が8, 425人おりますんで、それを28で割ると約300人に1人というような割合になるんですが、逆に言いますと、28人を決めたのは選挙人300人に1人置くということで28人に決まったわけなんでしょうか。それが1つと、それから3つの選挙区を設けるということについて、これは今までの現状も選挙とは言いながら選挙区のようなもんがあって、ほぼ決まっておるという現状を受けてからいいますとこういうこともあり得るんかなあと思うんですが、一つにしたらぐあいが悪いんでしょうか。

それと、在任特例を世羅町の任期に合わせて17年7月19日までということなんですが、この場合、推薦委員はどうなるんでしょうか。各町で3人おりますよね、農協と共に組合と議員推薦と。これは農業委員会を合併時に統合したら推薦委員は3人でいいんでしょう。そうすると、ほかの6人の方は、任期特例はどうなるんでしょうか。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 このご提案を申し上げてる内容といいますのは、3町長が協議されました今回提案をしとるものでございます。

そういう中で、28人が300人に1人かということが、その点についてはどうかと、考え方でございますが、基本的に提案内容でも説明しましたが、選挙区を設けるということも協議の中でありまして、選挙区を設ける中でいきますと、今の各町にあります世羅町が定数12名、世羅西町が12名、甲山町10名というこういう定数で、現行の定数よりも少ない定数でそれぞれ定められておるというのがまず1点ございます。それと、選挙区で選挙人の数で配分をしますと、世羅町の数というものが今の12名から13名というようなこともあるということの中で一定の定数について定めるべきだらうという協議がなされ、28ということで現行の提案をさせていただいておるというものです。

それと、選任委員でございますけども、農業団体推薦については職務執行者が合併時に選任をするということですので、合併の前日をもってその農業委員で各町におられますそういう人は失職をされます。失職をされて、町長の職務執行者が合併時に選任をすることになります。議会推薦については、議会の推薦に基づき速やかに選任をするという、こういう運びになります。したがって、新町で新しい町長が決まった後の議会において選任をしていくという形になってくるだろうというふうに思います。

選挙区を一つにした場合はどうなのかということでございますが、先ほどもご説明をさせていただいたように、非常に農業委員の方というのが地域の農業施策なり、そういう権利、そういうところで非常にかかわりを持っておられ、そして地域の中で農業委員としてのご活躍をいただいているというのは、本日お集まりの委員さんそれぞれそういうふうに思われるだろうというふうには思いますが、そういった中で、1つには新しい町ができたときにやはりその事務の引き継ぎということも当然あるわけでございますので、そういった中で地域の実情等を十分把握された委員さんによって、その移行期間ということで一定の期間を要するということもありますので、まずそこでは在任の考え方が1点はあるわけです。それと、選挙区についても、地域の実情をよく知られた選挙区からそれぞれ出られることが望ましいのではないかということの3町長協議の中での案ということで、今回提案をさせていただきたいとするというものでございます。

以上です。

○上本会長 鈴木委員。

○鈴木委員 甲山の鈴木です。人数の問題についてはそういうことも理解はできないことはないんですけども、農業委員さんの特殊性、要はそれを考えてみると、できれば2の30人ということが可能なら私はそのようにしていただきたいと思います。

というのは、やっぱり農業委員さんは、さっき事務局長の山口事務局長の方から説明があったように、地域に非常に密接にかかわったことをいろいろと協議してもらうということがありますので、数が少なくなれば非常に広範囲なたくさんの人の利害に絡むことについていろいろと目を配らせていかにやあいけんということがありますので、たった2人でございますけれども、何とか2人できないだろうかなあということを、これはまだ来月言わにやいけんことかもわかりませんけれども、ちょっとそういうふうに思っております。

それから、選任委員ですけれども、今ご説明がありましたけれども、結局はですから現実に失職して今度は1名ずつということになるということですね。わかりました。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 鈴木委員が言われますように、団体からそれぞれ今そこにお示ししております1名、1名と、議会の方で必要に応じていただくという形になろうかと思います。

○上本会長 他に質問がございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○上本会長 ないようでしたら、協議第63号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては次回協議会で協議決定をしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

ここで横山所長さんに少しお話があれば。

○横山所長 濟みません。ご熱心な議論をお聞きしまして大変いろいろ勉強させていただいております。

今日は、会長さんが地方制度調査会の中間報告のことで地域のコミュニティー、自治組織の話をちょっとされました。それと、議員さんの定数とか任期の問題でいろいろな議論が出ましたけれども、こういう非常に熱心な合併協議会のお話を聞いてまして、大抵のところは1時間か1時間半ぐらいで終わるんですが、ここは非常に長丁場でいろんな議論が出てということで、特に今日会長さんが冒頭おっしゃいましたように、これから建設計画あたりでもそういう項目が載ってましたが、こういう住民の皆さんが多く出ておられるということで、そういう地域の自治組織を是非ともこれから新しい町ができるいくわけですから、そういうところへ目を向けてやっていただきたいと思います。

特に世羅西町の方では、昨年度、県の補助金を受けていただいて学校区の小学校のいわゆる統廃合あたりとセットでそういう自治組織あたりを議論された。今年度は世羅町さんの方でやっていただいといる。それともう一つは、県の方でも地域づくりリーダーということで、そういうリーダーづくりの研修をやっておりますけれども、そういうこれから特に新しい町になって重要になってくる。皆さん方ご存じでしょうが、高宮町の川根地区ですか、そういうところがやはりこれから非常に大切になってくるんじゃないかなというふうに思っております。

ちょうど会長さんが最初におっしゃったことと議員の定数、それと任期の話でいろんな話が出ました関係で、少し感想めいた話にはなりますけども、これだけ熱心な住民の方がお集まりで、そこらあたりを是非これから新しいまちづくりに向けて着目して取り組んでいただきたいということを申し上げます。また、建設計画あたりでも、これからそういう

課題が出てくるというふうに思いますけれども、そこらあたりでまた十分なご議論をいただければと思います。

以上でございます。

○上本会長 それでは、以上で本日予定をしておりました協議の事項はすべて終了させていただきました。

協議の中では、議員の身分の取扱いにつきましては本当にいろんな面で率直なご意見を賜りました。また我々、そのご意見を賜ったことを受けて、3町しっかりした協議の中で次回新たな提案ができればそうしたいというようにも思いますが、協議決定につきましては慎重にこのことは進めていくということを申し上げて、第14回協議会のまた熱心にご議論賜りたいと思います。

これからもいろんなことで皆さん方の実のある協議をいただきまして、広範な行政分野の協議項目を一つ一つ的確に進めたいというように考えます。これからも各委員の格別のお力添えをお願い申し上げまして、本日の会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。

午後 6時00分閉会

本会議録は、世羅郡三町合併協議会の 小川 信晃委員、徳光 義昭委員、井上 忠則委員により内容が確認され署名を頂いております。